

# 会報

2008 京都司法書士会

Vol.85



# 目次 vol.85

■ 卷頭言	会長	中川 馨	1
■ 執行部挨拶とアンケート	副会長	齊藤 甚太郎	3
	副会長	浜田 昭	4
	副会長	山田 佳之	5
	総務部長	森中 勇雄	7
	経理部長	吉山 肇	9
	企画部長	山本 拓生	11
	研修部長	南村 幸児	12
	広報部長	内藤 卓	13
	相談事業部長	山口 基樹	14

## 特別寄稿

■ 「離婚給付公正証書についての現実的課題(3)」	公証人 加地 誠	16
---------------------------	----------	----

## 特集 京都司法書士会法人化40周年記念投稿

■ 法人化雑感	石田 弘	23
■ 53年法改正と司法書士報酬	春日 昇	25
■ 会館建設の道程	岩崎 徹	29
■ 一昔前のことですが	古田 義幸	32

## 研究会報告

■ 家族法研究会	柴田 宏明	34
■ 南部消費者問題研究会	小野 慶	37
■ 会社法研究会	福井 政邦	39

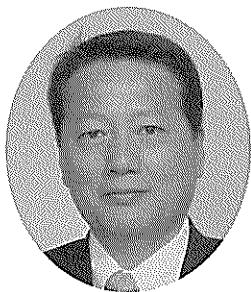
## 現状報告

■ 「亀岡市多重債務解決支援プログラムについて」	山口 基樹	40
■ 「任意代理契約の問題と対策」	森木田 一毅	43

## リポート

■ 京都家庭裁判所委員会の模様	西山 慶一	46
■ 第36回全青司広島全国研修会報告	太田 昌和	48
■ 第14回京都自由業懇話会親睦ソフトボール大会 ～サムライたちの熱い戦い～	秋山伸夫	49
■ アンケート集計結果		51
■ 新入会員紹介		58
■ 編集後記		70

# 卷頭言



会長 中川 鑑

司法書士の使命は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現であります。

司法書士は、①不動産に関する権利取得・喪失等の権利変動過程を公示する登記関連業務、会社法人等の設立・変更等の登記関連業務、②裁判所・検察庁に提出する書類作成、簡裁訴訟代理関係業務、③成年後見に関する業務等々を通じて社会に貢献しております。これらの業務を通じて、我々司法書士は、社会の構成員として、市民に利用され、必要とされ続ける存在であらねばなりません。そのためには、私は特に以下の事柄を重視していこうと考えております。

一つには、簡裁訴訟代理関係業務の充実です。司法制度改革審議会の意見を受け、平成15年に簡裁訴訟代理関係業務が司法書士の業務に付加され（法務大臣認定を受けた司法書士のみ）、今まで以上に市民が利用しやすい「司法書士」となりました。京都司法書士会では、簡裁訴訟代理関係業務を担える会員は全会員487名中未だ329名に過ぎませんが、近い将来全会員が簡裁訴訟代理関係業務を担えるよう希望しています。市民からの要望でもあると感じています。

簡裁訴訟代理関係業務については、弁護士と競合・競争する関係となります。司法書士間、司法書士と弁護士間の競争において、この競争の原理は、価格ではなく法律知識の質の競争でなくてはならないと考えています。選択するのは依頼者たる市民であります。市民から必要とされるため、各々司法書士は研鑽に励むのは当然です。また、知識の向上だけでなく、司法書士倫理も十二分に身につけなければなりません。司法書士会はこれを組織的に応援するべく、会員研修会を絶え間なく開催しております。

次に、法律相談の充実・拡大です。昨今の世情を見ると、若年者や高齢者など法律的に無知な人々や社会的弱者をターゲットにして人の弱みにつけ込むような商法が後を絶ちません。このような現状を理解し、それらの解決の一助となるべく、市民と直接ふれあう「法律相談」を充実・拡大させていかねばなりません。そして、府下に於ける「司法過疎」解消の一方法として活動していく必要があります。

さらに、司法書士会の活動の大きな1つとして、ADR促進法に基づく「調停センター」を設置し、紛争解決に役立てたいと考えています。これについては、司法書士の法律専門性を活用し、京都弁護士会の協力を得て活動したいと考えております。

また、我々司法書士に最も影響が大きい事柄としては、登記のオンライン申請の促進・活用があります。簡易裁判所においては同じく訴訟代理人として活動する司法書士と弁護士との違いは何処にあるのか。司法書士の専門性とは何か。これからは、市民から問われることが増えるでしょう。私は、司法書士がもっともその専門性を発揮できる業務として「不動産登記業務」「商業法人登記業務」を挙げます。この業務においてこそ、司法書士が高度な専門性を発揮することにより、弁護士との違いを示すことができる分野ではないかと考えます。登記手続の担い手として、平成17年3月7日施行された新不動産登記法が予定している「オンライン申請」を積極的に活用しなければなりません。取引の安全と迅速性が確保できるもの、登記申請の当事者たる市民の利便性が得られるものを提言し、「オンライン申請」の促進に協力しなければ、

登記手続の扱い手とは言えなくなります。

最後に、京都司法書士会は、これからも、市民と共に、市民に利用しやすい司法を目指して、「身近な法律家」として活動し、様々な社会現象に対し「市民の視点」に立って公正な社会の実現に向かって「意見を主張」していきます。昨年度は、「高金利引き下げ」、今年度は、多重債務者を作り出す温床となっている「割賦販売法」を、多重債務者を生み出さないような法律改正を目指して努力しております。皆様のご意見、ご理解、ご協力を戴きますようお願い申し上げます。



執行部挨拶とアンケート

## 副会長挨拶

副会長

齋 藤 甚太郎

井上会長の執行部から引き続き副会長に就任いたしました齋藤甚太郎です。私は昭和57年に京都司法書士会に登録し業務をしてきましたが、古田会長時代に総務部にて現中川会長と苦労を共にしたことからの長いつき合いとして役を引き受けることと致しました。司法書士の仕事は、タイプライター、ワードプロセッサー、パソコンでのワープロによる書類作成そしてオンライン申請と次々と変化をしてきました。会員の皆様におかれましては大変なことだと思いますが、今後もどう変化していくかわからない時代ですので事務所の職員の手助けを得て変化を楽しむ姿勢で生きて戴きたいと願っております。

印刷会社の技術部の技術員であった頃、新製品開発こそが会社を存続させる源であるという教育を受けてきました。司法書士は業務だけでもこれだけの変化があり、ますます業務を発展させ、これに耐えられなければ衰退するしかありません。変化の時代を生き抜いてきた団塊世代の一員として司法書士会の見張り番となさせて戴ければと思っております。

司法書士になったきっかけは、30歳の頃家内が読んでいた「婦人公論」の付録で女性の職業特集で司法書士があることを知り、自己啓発を目的として自分でも出来るのかなど半信半疑で勉強したことです。会社勤務をしながら通信教育での勉強でしたので、司法書士について全く無知でしたが、第1回目の試験の時の会場の雰囲気で虜になってしまいました。

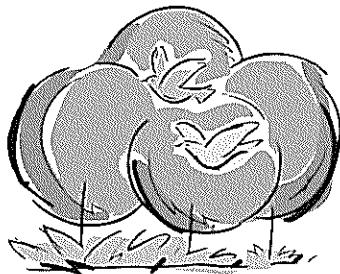
父の教育方針は、大変革の時代を生き抜くためには父と同じ仕事をするなということでした。父には従順な私でしたから、独立して生きられる司法書士に飛びつきました。

丁度バブル前の時期からの開業でしたので、

仕事もこなし、休日は趣味のゴルフ・スキー・読書・音楽鑑賞・映画・旅行と大いに楽しんでいました。バブル期が終わった今でも仕事量が少ないにもかかわらず趣味に生きています。

中でもゴルフについては、長年プレイしてきたものの上達が足踏み状態となっています。これから的人生の目標の1つとして「シングルプレイヤーになること」に楽しみながら挑戦しているこうと思っています。

京都司法書士会では、平成9年から映画同好会の座長をさせていただき会館3階大会議室を利用して月1ないし2回映画会を開催し、もう140作品以上を会員有志と共に鑑賞してきました。最近は若い会員の参加が目立ち映画会の後のお酒も大にぎわいで楽しんでいます。友人・家族・事務所の方をお誘いいただき映画会に参加されますことを歓迎します。



## 副会長挨拶

副会長 浜田 昭

平成7年総務部長の退任を最後に執行部の役から暫く遠ざかっておりましたが、この度諸般の事情により、中川会長の補佐役を務めさせていただくことになりました。言うまでもなく、この間、司法書士の業務範囲の拡大を見ることになり、多くの会員が債務整理や訴訟業務、更には成年後見業務などを手掛けることになりました。のこと自体は大いに喜ばしいことなのですが、一方このように職域が拡大していくと、本会としても否応なしにその対応に迫られることになり、そのための各種専門委員会の設置、クレーム処理、多方面に亘る相談会・研修会の開催等、会務もこれに応じて拡大してしまっている点は、12年前とは少し異なる状況であります。

業務範囲の改変に関し常々感じていることは、他の士業が持っていない特色を如何に色付け、如何にアピールするかという点がこの業界の盛衰を左右するということであります。ただ、それが一体何色であるのか現時点では曖昧な面があることも否定できません。業界エゴではなく、国民にとっても真に望ましく、広く支持される制度に我々自身が色付ける必要があると考えています。

### アンケート

①司法書士になったきっかけ

父親が司法書士をしていたので、一応二代目ということになりますか（？＿？）

②座右の銘

思いつかず、ついに時間切れのためギブアップします。

③趣味又は休日の過ごし方

月に一度フットサル同好会で練習試合を行っています。

④おすすめの本・音楽・映画など

「がばいばあちゃん」島田洋七

⑤最近気になること、マイブーム

特になし



## 副会長挨拶

副会長

山田 佳之

この度副会長に就任いたしました山田佳之です。井上会長の第一期目に経理部長をやらせていただき、これにて本会執行部の役職も御役御免と思い安堵していたところが、中川会長の下で副会長を拝命いたしました。会員の皆様も「おや！」と思われたのではないかと推察しますが、私自身も想定外の事態に今だ戸惑っています。

ところで、本会における副会長としての私の役目は何でしょうか。先ず、会長に非常の事態が発生した場合、または、職務が輻輳した場合に会長の職務を代行する役目。しかし、本会には私の上席に2名の副会長がおられますから私に回ってくることはないでしょう。次に、会長の会務執行の方針と各執行部・委員会との連絡・調整役。この役目についても三番目の副会長を必要とする必然的理由は見いだせないし、また、本執行部では月二回も常務理事会を開催して、執行部全体で意見交換や意思疎通を図っており、私の出番はそれほどなさそうです。そこで、私は、三番目の副会長としてのレーンズンデートルを次の点に見いだすことによって、今後二年間の私の行動指針にしようかと考えています。

会長・副会長をはじめ各執行部の役員の先生方は、会務の経験も豊富で、何より司法書士制度と京都司法書士会の発展に対する熱い思いが漲っています。もちろん私とてその気持ちにおいて人後に落ちないつもりです。しかし、志を同じくするもの同士の集合では、逆に問題もあります。例えば、会議において、討論をしなくても先に結論が見えてしまって問題点が隠れてしまったり、反論や少数意見が想定できなかつたり、政策論が抜けてしまったりすることがあります。(また、私たちの世代の若い頃には、結論の正当性が結論の過激さを競うことによって

根拠付けられるといった時代がありましたね。)そこで、浅知恵にはおのずと限界があることは確かなのですが、私の役割分担として、皆の意見には出てこない視点からの考え、少数意見から見た多数意見の問題点、原則論に対しては戦略的思考を提出するといった役目が出来ないかと考えてみたわけです。もちろん、論点がずれておったりトンチンカンなことを言うことも多々あると思いますが、幸い私は本執行部の中では最も歳を取っていますので、そのようなときでも年齢に免じて許してくれるか、老人の妄言とサラリと受け流してくれるのではないかと思っています。

実はもう一つ、私が会務を行う際の行動原則にしていることがあります。私は先に記した経理部長を拝命した際に、会報に次のような文書を書かせていただきましたが、未だこの気持ちに代わりはありませんので再度掲載することをお許し下さい。

「ここ数年、司法書士を取り巻く状況は激変しています。……執行部としても正面から立ち向かって行かなくてはならない問題が山積しています。私としては、会員の皆さんのが判断するための基礎資料となる正確な情報を、迅速に提供することが最も大切なことではないかと考えています。しかし、執行部の中に身を置いて多くの情報に接し、会としての対応を日常的に考えさせられていると、会員の皆さんも同様の情報を取得しておられ、その情報を基にして同じように考えておられるのではないかと錯覚してしまいそうです。もしそれを前提として執行部が行動した場合、一般の会員の皆さんとの意識と執行部の意識に乖離が生じてしまう危険性があります。しかし、執行部の判断や行動が会員の

判断や行動から遊離してしまうことがあってはなりません。基本的かつ重要で将来の司法書士像を左右するような問題であればあるほど、情報の偏在を無くすることは当然のこと、430名（現在は500名）の会員の皆さんとの様々な立脚点と思考方法の存在を尊重し、そのようなベースに立ち戻って、そこから京都司法書士会の将来像を構築していくことが大切なことではないかと思います。」

## アンケート

### ①司法書士になったきっかけ

会社を辞めて司法試験の勉強を始めたはいいが、自分の実力と合格レベルの差なかなか埋まらず、いつの間にか司法書士になっていた、と言うのが実情です。

### ②座右の銘

座右の銘ではないのですが、私の好きな言葉で、このようなアンケートで何時も書かせていただくのが「神は細部に宿り給う。」というものです。

### ③趣味又は休日の過ごし方

書棚の前に座り込んで、買ったことも忘れてしまった古い本を抜き出して、パラパラッと拾い読みをすることです。思わぬ新鮮な発見があります。ただし、法律の本ではありません。

### ④おすすめの本・音楽・映画など

直近では、内田樹や仲正昌樹、それから分野は別ですが関川夏央が面白いと思いました。エッセイでは、今、河出文庫から全集刊行中の須賀敦子がいいですね。

音楽では、キザっぽいですがグレン・グールドのバッハをこよなく愛しています。

### ⑤最近気になること、マイブーム

最近本を読む意欲が減退しつつあることに気づきました。少なくとも体力の現状維持を図らなければ破局に向かうのではないかとの恐怖から、毎日自転車で自宅と事務所を往復しています。



# 挨拶

総務部長

森 中 勇 雄

本年度より総務部長を務めることになりました森中勇雄です。よろしくお願ひいたします。さて、総務部の仕事のひとつとして、市民からのクレームを含めた相談を受けてそれに対応する相談窓口業務がありますが、以前に総務副部長を務めていた頃よりも、その件数が多くなっていることに驚き、当惑しています。

相談内容は、もちろん業務に関するを中心として様々ですが、目立つのが報酬に関することです。特に債務整理に関する報酬についての相談が相当数あります。単純に報酬の基準についての質問や、具体的な報酬金額についてこれが高いのではないか、或いは最初に説明された報酬の基準と最後に請求された報酬金額の基準に食い違いがあるといった相談です。しかし、これらの相談をよく聞いてみると、必ず問題となることが、司法書士が依頼者に対して報酬に関する説明を十分に行っていないということです。最初に十分な説明を行っていない為、依頼者は請求された報酬について納得しておらず、当会にその報酬の適性または妥当性を確認されたります。報酬について依頼者に納得して支払ってもらうためには、十分な事前説明が必要です。報酬金額が法外な価格でない限り十分な事前説明を行い依頼に応じた報酬であれば、正当な報酬として全く問題はないはずです。仮に、依頼に応じた正当な報酬であっても、事前の説明がなければ依頼者は納得することは少ないと考えられます。特に、過払い請求事件となった場合には、金額が数十万円、ケースによっては百万円を超える報酬も考えられます。確かに、最初から報酬の話はし辛いかもしれませんし、実際に作業を行わないと計算し辛い部分もあるかもしれません。また、おそらく依頼者も報酬

のことは気にはなるものの、初から報酬の話を切り出すのをためらう方も多いはずです。しかし、そこはやはり依頼者から聞かれなくても司法書士のほうから積極的に報酬の話しをして、後日のトラブルを避けるべきです。仕事の最後に報酬のことでトラブルと、せっかく依頼者のために誠心誠意業務を遂行しても、仕事をした甲斐がありませんし、お互いに後味の悪いものです。

依頼者に対して、業務に関する説明責任を果たすことは勿論ですが、報酬に関することについても説明責任を果たすべきでしょう。専門家たる司法書士は、他の専門家同様、法令遵守（コンプライアンス）と説明責任（インフォームドコンセント）を果たしてこそ、市民の信頼を得ることが出来ると考えます。総務部としても当会における市民の相談窓口として、市民の信頼を裏切らないことを基本スタンスとして業務を遂行する所存ですが、会員各位におかれましては、どうぞ当会への相談件数が減少してゆく傾向となりますようご協力の程よろしくお願ひいたします。クレーム処理については、副部長と合わせて3人体制では、なかなか迅速な処理が出来ないのが現状です。

## アンケート

① 司法書士になったきっかけ

脱サラで、他に商売が出来る資金もなかったので

② 座右の銘

自然体

③ 趣味

ゴルフ（下手ですけど）

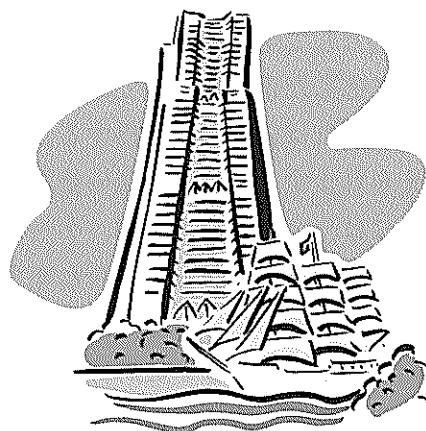
④ お奨めの本など

人それぞれの好みがあるので、特になし

⑤ 最近気になること

自転車に乗りながら、または歩きながら携帯電話をかけている人（特に若い人に多い）

マナーの悪い日本人が多すぎること



## 中川執行部における経理部の活動方針

経理部長

吉山 壱

井上執行部から引き続き経理部長を拝命いたしました吉山壱です。よろしくお願ひいたします。

さて、中川執行部において経理に深く関係する懸案事項には、会費の見直しや、支部再編に関連する支部交付金の見直しがあります。

まず、会費の見直しについては、会員の皆様も大いに関心をお持ちのことと思いますが、大変に難しい問題です。現状の会財務は、会事業の増加により、繰越金を活用して赤字予算を組んでおり、司法書士が激動の時代を乗り切っていくためにも、今後、会財政の改革は避けられない情勢であると考えています。

前年度、会組織と会財務見直し検討委員会より会財務の見直しに関する答申をいただきました。この答申は、定額会費のみとする案と台紙徴収金を存続させる案の両論が併記される内容となっています。会員の1人1人が会費については色々な考えをもっておられ、それがこの両論併記という答申に表れているのだと思います。経理部といたしましては、会員の皆様にもっとも支持していただける財務のあり方を模索せねばなりません。これは大変な難題ですが、なんとか具体案を作成して、会員の皆様のご判断を仰ぎたいと考えています。

次に、支部交付金についてですが、現在、1人につき1ヶ月600円の金額を支部に支出しています。しかし、この支出方法は、支部の人数、活動の違い等により、各支部の実情に合わなくなっています。支部のあり方の見直しに関連して、支部交付金についても見直していくかねばなりません。

以上のように、今年度の経理部は、会員の皆様に新しい会財務のあり方を提示しなければな

りません。このような重責を私が担えるのか、全く自信がありませんが、会員の皆様のご意見を頂戴しながら、京都司法書士会発展のために努力して参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### アンケートについて

#### ①司法書士になったきっかけ

具体的なきっかけが何だったのか、かなり昔の話なので、よく思い出せません。長い期間をかけて司法書士になることができました。

#### ②座右の銘

「予算内執行」

#### ③趣味又は休日の過ごし方

#### ④おすすめの本・音楽・映画など

⑤最近気になること、マイブーム（③④⑤について一括で書きます。）

最近、人に会うたびに「太った」と言われます。例年、夏には多少の運動をしていたものの、今年はあまりの猛暑に「動くと死ぬ」と確信し、何もせずにエアコン浸り。趣味の釣りにも全然行かなかっただし、ほとんど体を動かしていません。ズボンはきついし、このままではメタボへの道一直線。これではいけないと、大学時代にやっていた登山を再開することにしました。

古い登山靴を持ち出して、とりあえず足慣らしに大文字山へ行こうと、妻を誘いました。大学時代は登山靴の底がすり減って張替え修理が必要になるくらい登山をしていましたので、「大文字山に登るぐらい何てことはない」などと思い、軽い気持ちで行ったのですが、これが大間違いで、体力の低下を痛感させられることになりました。

送り火でおなじみの「大」の文字にたどり着く直前に石の階段が続くのですが、その階段で突然足が上がりにくくなり、息も絶え絶えで何とか「大」の文字にたどり着くという有様。大文字山なら妻にでも登れるだろうと思って計画したのですが、自分自身がこんなに不甲斐ない状態とは……我ながらショックでした。山の頂上はそこから少し先なのですが、妻にはなんだかんだと理由をつけて、弁当を食べて下山と相成りました。

気がつけば自分が中年の仲間入りをしている、というより、これでは平均的な体力さえない、という愕然とする事実を今更ながら知りました。このまま体を動かさずにいると、えらいことになりそうです。来年は久しぶりに北アルプスにでも行こうかと計画していましたが、とてもそんなレベルではありません。

とはいって、たとえそんな状態であっても、久しぶりの山の空気は気持ちよく、また登りたくなりました。とりあえずガイドブックに「初心者向け」と紹介されているコースを研究し、登山を続けていこうと思っています。

と、いうわけで「おすすめの本」、というより私が最近よく読んでいる本（？）は「山と渓谷」です。



# 挨拶

企画部長

山本拓生

平成19年度中川馨新会長の下、企画部長として就任しました西支部の山本拓生です。前井上利博会長のもとでは、研修部長として1期務めさせて頂きました。常務理事の経験を生かして再度の登板となったわけですが、企画部長に就任してみると、予想以上に次々とこなくていい案件が舞い込んできて、それらの対応と処理で右往左往しております。これが仕事だったらいのですが、なんて妄想にふけっている暇はありません。私も事務所と家庭を支え、人一倍飲み歩くのが好きな人間です。できる限り会務を優先しておりますが、なかなか思うように事が運ばないのが現状です。

現在企画部では委員会制を敷いております。消費者問題対策委員会、多重債務問題対策委員会、法教育推進委員会、人権委員会がそれなのですが、恐らくこれから企画部主管の委員会やプロジェクトチームが立ち上がるでしょう。新しく設置する際にはぜひ皆さんのご協力を賜りたいと、切に願っております。少しの時間を制度発展のために使って頂けると助かります。

これだけの委員会があっても、会員の皆さんには活動内容があまり知られていないように思います。そこで、できれば今年度、最悪でも次年度にはこれら委員会の活動報告を通して、会員や市民に向けて司法書士制度の有用性と将来を考えるシンポジウムを開催したいと考えています。

オンライン申請、行政書士による登記業務解放運動や様々な法改正等我々司法書士を取り巻く環境がめまぐるしく変化している現在、住友副部長を始め、優秀な主事、委員の皆さんの協力の下、なんとか司法書士全員が時代の流れに

ついて行けるよう頑張っていきたいと思います。

## アンケート回答

### ①司法書士になったきっかけ

父方も母方も商売人で、職業に関する情報が偏った部分があり、サラリーマンや公務員といった職業への選択肢が話題になったことがなく、また、幼い頃からサラリーマンはつとまらないとずっとといわれ続けていたので、自分には自営業しかないと思っていました。司法書士を選んだのは、何の特技もなしに自営はできないと考えていたところ、たまたま祖父が死亡し、相続登記を依頼した叔父が支払った登記費用で司法書士は分がいいと勘違いしたことから始まりました。

### ②座右の銘

色即は空、結果オーライ（とにかくやりきる。あきらめない。）

### ③趣味又は休日の過ごし方

息子のラグビーの練習に付き合うか、ゴルフ。

### ④おすすめの本・音楽・映画など

司法書士になってから鑑賞（感傷？）に浸ることはありませんが、最近友人が結婚した相手がブルースをやっていて「カサテンポ」というバンドを組んで活動しているので、応援しています。

### ⑤最近気になること、マイブーム

最近4人の子供の学費がどの程度必要なのかが大変気になります……。

## 役員挨拶

研修部長

南村幸児

昨今「司法書士にとって激動の時代である」という言葉が恒常に使われるようになっています。我々はそれほど激しい変化の中により、成年後見業務、簡裁代理権、不動産登記法改正、会社法改正、オンライン申請等々、否応なしに次から次へと業務変革及び自己研鑽を迫られています。

研修部長に就任して以来、どういった内容の研修会を開催すればその変化についていけるのかを模索し、研修内容も工夫しているつもりですが、前述のように司法書士の業務範囲が格段に拡がっているので、研修事業への期待や要望に十分応えられているかどうかわかりません。

ともあれ、少しでも役立つ研修会を少しでも多く開催し、日々の業務にお役立て頂けるよう研修部一同努めて参りますので、会員の皆様には積極的に研修会にご出席頂きますようお願い申し上げます。

なお、平成19年7月より、従来の映像配信に加え、月報司法書士についてもレポートをご提出頂くことにより研修単位を取得して頂けるようになりました。時間的な面でどうしても研修会に出席できないという方は是非ご利用下さい。

司法書士に対する市民の期待が高まるなかで、必然的に研修単位が重要度を増し、最低取得単位である年間12単位を取得していないことの不利益（相談員名簿登載の要件など）が大きくなつて参りました。映像配信や月報司法書士によるレポート提出、研修会への出席、業務研究会への参加等により、全ての会員に年間12単位以上を取得頂くことが今後の司法書士制度の発展につながるものと確信しております。研修事業への皆様のご指導並びにご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

### アンケート

①司法書士になったきっかけ

会務多忙のため思い出せません。 $\delta$  (^~^)

②座右の銘

仕事も家庭も修行の場

③趣味又は休日の過ごし方

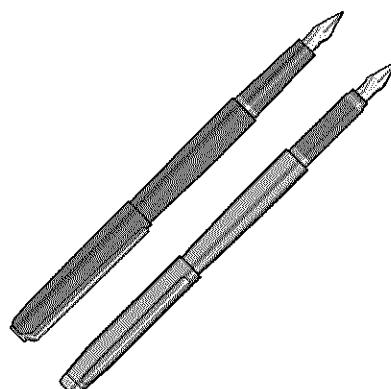
(優先順位) 会務>ソフトボール>家族サービス>サッカー>フットサル

④おすすめの本・音楽・映画など

「修身教授録」森 信三著

⑤最近気になること

後回しにしている仕事



# 挨 拶

広報部長

内 藤 卓

企画部長2期を経て、今期は、広報部長を拝命しました。よろしくお願い致します。

さて、制度広報及び事業広報においては、司法書士会としての広報活動も重要ですが、市民の方々に認知していただくためには、個々の会員の皆さんのが自身のネットワークで、司法書士について、また司法書士会の活動についてPRしていただくのが、最も特効の広報となります。広報活動にご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

## アンケート

### ①司法書士になったきっかけ

円山公園の手相占いで、「あなたは、先生と呼ばれる職業につくでしょう。」と言われたこと。「他人に使われ難い。」とも言われました。

### ②座右の銘

「即時即事」。なかなか実行できませんが。

### ③趣味又は休日の過ごし方

ブログの更新ぐらいでしょうか。意外な方が結構見ておられる等、影響力が大きくなり過ぎている感があるのがちょっと怖いですね。

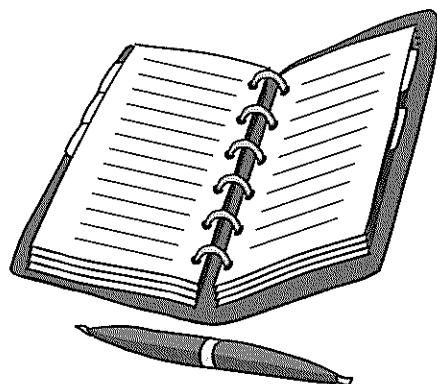
休日も、出かけている以外は、事務所で過ごしていることが多いです。最近は、原稿書きに追われています。

### ④おすすめの本

「商業登記全書」シリーズ全8巻(中央経済社)。

### ⑤最近気になること、マイブーム

平成19年3月に受診した人間ドックで、軽度の高血圧であることが発覚し、以降対策に取り組んでいます。高血圧は、相変わらずですが、おかげで健康体に戻りつつあるような気がします。



## 役員就任の挨拶

相談事業部長

山 口 基 樹

この度、中川新執行部の発足にともない相談事業部長に就任いたしました。井上執行部に引き続いての大役です。正直、自分には荷が重いです。自分が適任か自問自答しています。しかし、就任してしまったので、私の能力の範囲内で精一杯努めればいいと、少し開き直っている、そんな心境でいます。

さて、中川執行部で相談事業部は、今後どのような活動をしていくかとしているのか、私個人の考えですが3点お話をさせていただきます。  
 1) まず、第1には、前回の会報にも書かせていただきましたが、我々司法書士が市民に顔の見える存在として認識されるよう相談事業に積極的に取組むことです。市民と直に面談できる相談会をさらに増やす必要があると考えています。市民の側からすれば、法律相談といえば弁護士です。実際、京都弁護士会の年間相談者数は、私の予測では年5～6万人ぐらいではないでしょうか。一方、京都司法書士会の年間相談者数は約2千数百人です。市民20人のうち司法書士の相談を受けるのはせいぜい1人というのが現状です。この格差を解消していくことが司法書士制度の存続のためには必要であると考えます。

2) 第2に、法律相談においてはその中身の質も問われることになります。相談者の気持ちを無視し、権威的にふるまって、行為を強制するような法律相談では、市民のニーズに応えることはできません。会員の皆様には、相談技術の習得をしていただきたく、そのための研修を実施したいと考えています。

3) 第3に、司法制度改革により司法書士には簡裁代理権が付与されました。平成15年以降多くの会員が法務大臣の認定を受けましたが、積

極的に訴訟業務に関与していない会員もいます。現在、簡裁事件の原告事件における弁護士と司法書士の関与数は、ほぼ同数ですが（なお、被告事件については、司法書士の事件数は弁護士の10分の1です）司法書士の事件は、過払い金請求事件が多いのが現状です。貸金業法が改正されたことに伴い、近い将来その取り扱い事件数は、減少することが予想されます。弁護士数が増大する中で、簡裁代理権を守るためにには、我々司法書士が積極的に簡裁事件に関与していることの実績が求められます。少額裁判支援センターには、そのための取り組みをお願いしたいと考えています。

部長就任にあたって、以上の思いを少しでも実現できるよう、常務理事会の席上会長、副会長その他各部長からの叱咤激励（罵詈雑言）に耐え忍びつつ、また鬱にならないよう気をつけて頑張っていきたいと思います。そして、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### アンケート

① 司法書士になったきっかけ

偶然です

② 座右の銘

一志一道

③ 趣味又は休日の過ごし方

趣味はソフトボールと囲碁です

休日は少ないです。土曜日と日曜日の過ごし方ということであれば、研修会に参加したり、平日の積み残しの仕事を処理し、それから会務にともなう書類作成をしていることが多いです。でも、たまの休みは、旅行もします。

④ おすすめの本・音楽・映画など

本 兎の目（灰谷健次郎著）みなこ当番をする子供たちの成長する姿は感動です。

音楽 あまり聴きませんが川嶋あいが最近のお気に入りです。

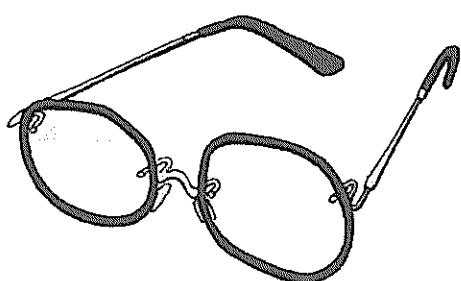
映画 見ていません。見たいと思う映画がないのです。

⑤ 最近気になること

最近ではなく役員に就任後は、会議の多さが……運動不足かな？少々メタボが……体力の衰えが……視力の低下が……能力の限界が……まだまだありますがこれ以上書くと家族や夫婦の問題まで書いてしまうことになりますので止めておきます。

マイブーム

駅とかに置いてある旅行のパンフレットを集めること。行った気分になっています。桜の季節と紅葉狩のパンフレットがお気に入りです。今年は、どこの桜、紅葉が表紙かなと……（ちょっと寂しい！）



# 離婚給付公正証書についての現実的課題(3)



舞鶴公証役場 公証人 加 地 誠

## 1. 面接交渉と養育料は同時履行？

家裁でまとまった離婚調停の場において、養育料の支払について寄託制度があるが、不履行の場合の履行勧告も、場合によれば期待できる。しかし、ほとんどの履行が金融機関への振込送金の為に、従前に比較して利用度は低い。

父親が子との面接交渉を確保する為に、養育料を母親に手渡しし、その折に子との面接交渉を行いたいという事案があった。もし面接交渉ができなければ、父親は養育料の支払を留保するということであろうか。同時履行にはならないであろう。

この事案では、夫側は子の生育記録を電子メール添付ファイルで写真を提示することを求め、妻側もこれに応じた。

## 2. 法外な金銭要求は合意離婚を妨げる

夫が多重債務者であり、住宅ローンの支払が困難な状況になり、妻の母親がローンの肩代わりをするため物件を妻の母親に売却した状況で、夫と離婚するという。

夫は海上での仕事をしているので、生活費はそんなにいらないはずとして慰謝料は3千万円を要求（夫は25万円位の給料、結婚生活5年、子供は2人）。

妻の考えでは、母親に不動産を買わせ経済的損害を与えた。子育ての為に働けない。事実上、

離婚後の扶養を求めている。

海での生活をしていても陸上で生活もあり、相手の立場を考えない一方的な請求は、当事者の合意を得るものではなく、公証役場より裁判所に解決の場を求める事にならざるを得ない。

## 3. 面接交渉のこだわり

離婚をする場合に、当事者に離婚合意はあったとしても、当事者には離婚届を出すまでにはさまざまな条件提示があり、これをクリアすることによって初めて最終的離婚合意に至ることになる。

この段階で困難な局面にあるのは面接交渉である。面接交渉は、当事者が円満に離婚する場合は包括的内容によるが、対立関係にある当事者では面接交渉に色々な条件を付することが多くなる。回数の明示を要求する夫と、これを拒否する妻。当事者で合意ができなければ、合意できる範囲の表現しかできない。

面接交渉は離婚原因に起因する親権者の人格否定が起こりやすい。妻の立場からすれば、人格否定した夫を子供から離して会わせたくないという考えが強い場合がある。

## 4. 公証役場を訪れる時の状況

一方当事者が公証役場を訪れる折に、①単に相談に来る場合と、②一方当事者の一方的主張を明らかにする場合、もしくは③ほぼ合意形成

がなされている場合がある。単に相談に来る場合、或いは一方的主張を表示する場合には、資料を準備していない場合が多い。

この場合、公正証書作成費用の支払可能範囲で請求額を決める当事者もいるが、事前に資料準備を充分していない当事者の合意形成は困難な場合が多い。

## 5. 親族の同行

公証役場を利用する場合、親族と同行する場合がある。当事者は親族と相談しているのであろうが、当事者の深刻な状況を親族が必ずしも冷静に見ていたわけではない。義親子関係の中で、自分の子の連れ合いを批判的に見てしまうおそれがある。親族に引きずられた離婚手続は成立にいたる可能性は低い。

結婚により社会人として一本立ちしたのであれば、最終的には自らの判断で解決の方向を見出してほしいものである。

## 6. 相手方の連絡先の確保

離婚調停の場合、離婚後の相手方の住所・居所以外の連絡先を調書に記載することを目にすることはあまりなかったように思われる。

特定調停の調停委員をしている折、折衝相手方の金融会社は債務者の勤務先等を調停の場でよく聞いていたことを思い出すと、調停後の相手方の連絡先の確保は、通常の通信手段としての確保と、執行の前提としての勤務先の了知という多面性があると思われる。

相手方の振込口座の変更による生活環境の変化の現れを察知する。証書記載の中には、携帯電話・メールアドレスの変更も告知義務として入れている場合もある。

## 7. 離婚調停係属中に公正証書を作成する意図

裁判所での離婚調停継続中に、調停の次回期

日迄に合意形成ができない場合、調停期日を待たずに公正証書を締結し、調停案件を取り下げる場合がある。当事者の都合で、次回調停期日迄待っていられないということであろう。その理由は、当事者の転勤、未成熟子の進学等の事情が背景にあると思われる。

## 8. 納付義務者と連帯保証人の死亡

給付義務者が給付義務を履行することなく死亡した場合、死亡日迄の未払養育料の支払については相続が生じるが、死亡日以降の養育料については、一身専属的なものとして相続の対象とはならない。しかし、給付義務者が存命で保証人に相続が開始した場合は、給付義務は相続の対象となる。

一般的に給付義務者の父母等、親族が保証人になる場合があるが、離婚給付による給付義務の履行については他の金銭債務履行に比較して不履行になる比率は高い。親族以外の第三者が保証人になる場合には、公正証書作成手続の際に保証人本人が出席しない場合、特に事前に保証意思の確認が必要な場合が生じる。

## 9. 委任状の作成について

給付義務者の保証人が契約締結時役場への出頭が困難なため、代理人選任により公正証書を作成する場合、当役場においては委任事項の概要を記載した委任状用紙は作成していない。

委任事項は法律行為の本旨が嘱託人の間ではば確定したのち、公正証書契約条項を文章上に表示したものを別紙として添付することにより委任状を便宜作成している。

離婚給付に限らず、他の契約締結についても同様の扱いをしている。

## 10. 代理人の選任について

- ① 離婚給付の場合は、通常、離婚前に当事者の合意を前提として、離婚を停止条件とする

給付契約である。従って、離婚という身分行為が入っており、又、未成熟子の親権・養育監護や面接交渉の条項が通常入っているため、弁護士を除き他の代理人選任を認めていないのが当役場の取扱いである。しかし、当事者の合意形成が印鑑証明書付契約書で作成されている場合や、直系親族に対する委任を望まれる場合、弁護士以外の代理人選任を拒否することは難しいのではないかと思われる。公証人によれば、代理人選任を認めることもあるであろう。当役場においては原則的な取扱いを行っており、当事者出頭を求めるため、休日もしくは早朝・夜間での公正証書作成で対応しているのが現状である。

一般的に、当事者は離婚に伴う条件を具備して最終的に離婚届提出前に公正証書を作成しているのである。

② すでに離婚が成立している場合は一般的に公正証書の作成は困難な場合が多いが、慰謝料・財産分与等の金銭債権を基本とする請求債権を公正証書とする前提であれ、身分行為が入っていないため任意代理人の選任を認めている。

①の取扱いでの当役場の姿勢は、家庭裁判所での取扱い原則を公証役場に適応したものと理解していただければと考える。

## 11. 破産法253条1項ただし書②③

慰謝料を完済する前に債務者（例：元夫）が破産し、免責の許可を受けた場合、元夫は慰謝料請求権が破産法253条1項ただし書、2号あるいは3号に該当しない限り免責されることになる。そうすると、損害賠償債権として離婚原因を具体的に記載する必要性が生じる（例：DV行為による離婚慰謝料）。すなわち、破産者が悪意で、もしくは故意・重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償債権に該当する必要がある。

すでに多重債務者になっている場合、あるいはその可能性がある場合は、将来の破産免責を

想定して債権者（例：元妻）の離婚慰謝料が同条第1項ただし書に規定する免責除外事項であることを明示している工夫が求められる。

本項については、平成18年11月8日東京公証人会と東京家庭裁判所との連絡協議会で協議事項に上がっている（東京公証人会会報平成19年3月号P29）。

## 12. 公正証書作成手数料

手数料計算の根拠は公証人手数料令13条1項に基づき、離婚給付の場合は①養育料、②財産分与+慰謝料を個別計算することとなる。①の養育料については未成熟子の人数総額を基準額とする。

年金分割については財産分与の一種であるが、上記②の範疇に入らず独立のものとして計算する。従って③年金分割となる。この額の算定については、計算できる場合と計算できない場合が生じる。計算できる場合は10年分の定期金給付額と平均余命のうち、いずれか短い期間の計算によることとなる。

認証の場合については、算出できない場合は金5,500円、算出できる場合は法律行為に基づく算出額の手数料の半額、但しその上限は金11,000円となる。

年金分割の条項を含む離婚給付等公正証書作成手数料及び同条項を記載した私署証書を認証する場合の手数料については、東京公証人会平成19年2月6日法規委員会協議結果に基づき運用されているところである。

## 13. 離婚原因

民法770条1項各号での離婚原因の定めがあるが、離婚合意形成される場合であれば、2号：悪意の遺棄、3号：配偶者の生死不明3年以上、4号：配偶者の回復しがたい強度の精神病は該当しないことになる。そうすれば、1号：配偶者の不貞、もしくは5号：その他婚姻を継続し難い場合、ということになる。

1号については世間でよく耳にすることであるが、合意離婚の場合、5号が比較的多いのではないかと推測される。ただ、家庭裁判所と異なり、公証役場では離婚原因を聞くことはない。当事者の離婚に至る種々の条件をまとめ上げたものが離婚給付公正証書なるものである。

条件のクリアは離婚当事者が相当のエネルギーを使って努力している。慰謝料請求債権については破産法上の免責債権の該当の有無について判断する可能性があり、この部分については踏み込んだ事情を聞く必要があることになる。

## 14. 事情変更の原則

民法880条において、扶養に関する協議又は審判の変更又は取消しという規定がある。当事者の合意により養育費の支払につき公正証書は作成できたが、その後の生活環境の変化により当初の約束が履行できない可能性は、離婚給付に関する公正証書の場合は執行文付与申請の比率をみると比較的高い。

債務者である給付義務者は、債権者である元配偶者からの執行手続に対して、家庭裁判所の事情変更の調停申立て、そして執行停止に相当する仮の処分を求める場合もあるかもしれないが、事情変更の原則の適用は公正証書にとどまらず、裁判所での調停調書にも適用されることになる。

事情変更は給付義務者の失職・転職・再婚による新たな子の出生等が原因となる場合が多い。特に、再婚による新たな生活と過去の生活との比較では、生活保持義務は現生活が優先するとの評価が判例・先例では多く見られる。事情変更による新たな合意もしくは審判が出るまでの間は、執行文に基づき執行可能な状況にはなっている。

## 15. 離婚手続の選択

他の第三者を介さないで当事者のみで行う協議離婚は離婚全体の90%、調停離婚は離婚全体

の9%前後、裁判離婚は約1%程度といわれている。そのうち、養育費を受けたことがないという事例は協議離婚の場合は72.6%、調停離婚31.3%と、平成15年厚労省全国母子世帯等調査ではこのような数値が出ている。

離婚後の養育費の支払請求は合意形成が困難な状況がある。離婚することが先決ではないというのが世の習いか、すなわち手続が後手に回ることになる。給付義務者は新しい生活に及んでおり、過去の婚姻生活の清算に積極的でない一面が想定できる。

## 16. 扶養義務等に係る定期金債権に関する債権執行事件の実情

民事執行法の改正が平成16年4月になされ、表記事件で公正証書に基づくものは、東京地方裁判所においては全体の約16.5%を占めているとのことである。順調に利用が進んでいるものと考えられる。

## 17. 離婚に伴う養育費支払について 期限の利益喪失条項を設けることについての可否

日本公証人連合会法規委員会の昭和53年7月7日協議では、概ね3説ある。

甲説では、将来の未発生の養育費請求権について、定期金債権につき期限の利益喪失はあり得ない。

乙説では、将来の一定期間の養育費を前払いする特約は適法である。

丙説では、扶養請求権の一つである養育費請求権はその性質上、事前に支払うべきであり、1年毎に前払いする特約はもとより、1年以上の長期にわたる期間の養育費前払いの特約が扶養義務の性質に反するとは考えられない、としており、乙説・丙説が多数意見とされている。

## 18. 離婚した妻の再婚による養育費支払免除の特約の可否

給付義務にただし書がついており、乙女が他の男と婚姻したとき、或いは丙子が乙女の再婚相手と養子縁組をしたときは丙子に対する養育費の支払義務を免除するとの規定がある場合、

①丙子に対する扶養請求権放棄の趣旨であれば無効、

②乙女が丙子を単独で養育する経済的能力を有していないのに、離婚の同意を得るため或いは丙子の親権者になるための代償的措置としての合意であれば無効、

③合意以後、事情変更があれば乙女から甲男に養育費を請求することは妨げられない、

④丙子の請求により、甲男が扶養料を支払ったときは、甲男は乙女に求償するという説には賛成したいとするのが日公連平成6年3月28日法規委員会の協議結果である。

## 19. 清算条項

公証人は将来の紛争を可能な限り防止するという見地から清算条項を入れる方向で当事者を説得するが、通常この条項を入れないことはない。一時不再理の原則を適用、蒸し返しを許さない為でもある。

この条項は、公正証書に限らず訴訟外の和解である私署証書・調停証書・和解調書であっても同様である。

平成17年11月15日東京公証人会と東京家庭裁判所との連絡協議会で、離婚に関する公正証書で財産分与や慰謝料に関する清算条項を入れない場合、後に財産分与等に関する紛争が生じ得ることについて当事者がどの程度理解しているか、或いは当事者に対してどの程度の説明をされているかについて、裁判所側から提出された離婚に関する公正証書で清算条項が入っていない場合、後で入っていない事項につき調停・審判申立てが可能となり、調停等の相手方は、財産分与等の支払はしない趣旨であったと主張す

ることがあるとのことである。当事者が反対解釈によりその他の財産的負担を負わない趣旨であると識別することもある旨裁判所より説明されている。

## 20. 請求債権の特定

嘱託人から、確定できない養育費の増額、病気・事故などの特別の出費の負担、将来の退職金の財産分与等を条項にしたためたいという要望がある場合、原則これを条項に入れることはできるが、将来不履行が生じたときに債権者が具体的給付金額を証明すれば条件成就執行文は付与されるかという問題について、民事執行法22条5項では、執行証書の有効要件として公証人の正規の方式により、金銭の一定額の給付を目的とする請求権であることが求められている。

退職金の2分の1を財産分与として支払う場合について執行文を肯定する見解（裁判所書記官研修所「執行文に関する書記官事務の研究（上）」平成2年度書記官実務研究P331、P335近藤崇晴他編「法律知識ライブラリー7民事執行の基礎と応用」補訂増補版P21）がある。全国主任書記官アンケート調査結果においても肯定説が多数を占めている。しかし、執行証書の有効要件として「証書自体からその金額を算出できること」が必要であり（大決昭5.7.17）、他の文書等とあいまってはじめて給付内容が特定するものは執行証書とはならない。協議が成立して初めて金額が定まる場合は、金額が一定しているとは言えないことになる（本項については、東京公証人会と東京地方裁判所民事部との連絡協議会と協議結果として、東京公証人会会報平成15年2月号に記載された内容をまとめたものである。）。

## 21. 登記原因証明情報

一般的に離婚前に公正証書は作成される。すなわち、離婚を条件とする条件付給付条項付公正証書となる。

財産分与の場合、登記に必要な委任状・印鑑証明書・登記済証は入手できたとしても、公正証書は登記原因証明情報になるのであろうか。登記原因証明情報は必ずしも一つとは限らない。登記手続をする旨の条項は公正証書に記載されていても、条件成就をした離婚の事実は公正証書に記載されていない。所轄法務局に事前に照会したところ、事実を証する戸籍と住所証明書（本籍地記載）とを合わせて登記原因証明情報とすることは可という回答を得た。

合意ができる状況に必要な書類は入手しておかない場合、書類不足の場合、後日書類の入手が困難な場合がある。改めて、訴訟手続等をできるだけ取らない工夫が必要である。

## 22. 民事執行法による養育費等の定期金債権執行

「養育費を含めて解決金・和解金等」の表現をする場合（従前、調停調書ではよく見受けた）——主に弁護士が代理人として関与した場合に比較的多い——或いは「養育費と慰謝料を合算して支払う」等の場合、もしくは「養育費及び生活補助として」の場合には、民事執行法151条の2の定期金債権であることの同条の要件を満たしていないのではないか。

「養育費及び学費として」の場合も同様に理解する。学費が養育費の一部に含まれるとする場合は、「養育費（学費を含む）」という記載が望ましいとするのは、平成18年10月25日東京公証人会と東京地方裁判所民事部との連絡協議会の協議結果である。

## 23. 養育費支払終期

① 養育費の支払期間の終期は、通常、子が成年（20歳）に達したときである（大阪高裁昭57.5.14）。しかし、養育費の支払期限は父母の家庭環境によって異なる。例えば、18歳で高校卒業した場合、その後就職するとなると、養育費の支払終期を「18歳に達した月」とし

た場合、就学途中に終期が到来してしまうことになるので、通常は「18歳に係る3月（高校卒業月）」というような表現をすることになる。

② 「子が大学卒業まで」とした場合、20歳を超えた場合も養育することとなるが、高校卒業後、大学へ進学することなく就職した場合は、就職し社会人として自立した以上、養育費負担の前提が失われると認め、終期が到来したとの理解になる。

給付義務者としては、当事者間で協議が整わなければ事情変更による申立て等の調停手続を取る必要性が出てくることになる。

## 24. 年金分割

若年離婚の場合は、離婚給付の対象の多くは養育費の支払を求めるものであるが、熟年離婚の場合は年金分割と財産分与がその対象となる。

年金分割の合意は、公正証書による場合と私署証書を認証する場合がある。私署証書の認証の場合は、基本的に当事者が作成した書類を認証することになるが、分割合意の要件が整っていなければならない。その為には、事前に情報提供の請求を社会保険事務所等に行う必要がある。

社会保険事務所の場合、「年金分割のための情報提供請求書（様式650号）」に必要事項を記入し、年金手帳・戸籍謄本の提出をすれば、1、2週間で住所に郵送される。公証役場の手続を行うためには、通常、①年金分割のための情報通知書②被保険者記録照会回答票③年金分割を行った場合の年金見込み額のお知らせの提供を求めている。合意の為にはさらに①当事者の合意の範囲②相手方年金番号を知る必要がある。

公証役場では、計算を了知しているわけではなく、単に按分割合の合意を書類にする役割を果たしているに過ぎない。前提として、年金の受給資格があるかどうか、その割合計算等は社会保険事務所等で正確な情報を事前に入手すべく、嘱託人に御指導いただければと願っており

ます。

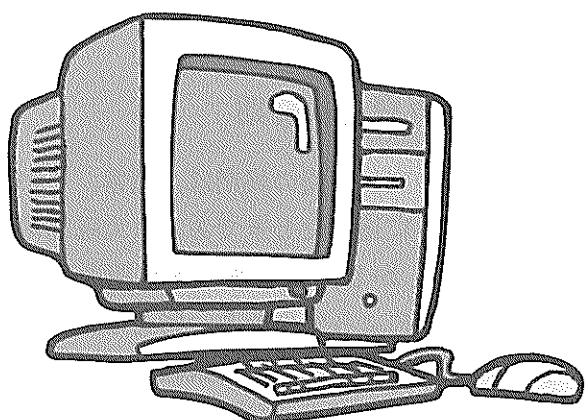
又、認証の場合、法律行為の書面を作成する場合と同様に一方当事者が相手方の代理人として代理認証を請求することはできないこととなっておりますので、御注意下さい。

当事者の合意による認証もしくは公正証書作成によって年金分割されるものではなく、社会保険庁長官・共済組合長に対する行政処分を求めなければ変更されないことがまだ充分了知されていないようである。

#### 《参考文献》

- ・東京公証人会会報平成19年3月号P23  
　　東京公証人会と東京家庭裁判所との連絡協議会（結果報告）
- ・東京公証人会会報平成17年1月号P23  
　　東京公証人会と東京家庭裁判所との連絡協議会（結果報告）
- ・東京公証人会会報平成19年2月号P22  
　　東京公証人会と東京地方裁判所民事部の連絡協議会（結果報告）
- ・家庭問題情報誌 ふあみりお 2007.2.25  
　　40号
- ・新訂法規委員会協議結果要録 日本公証人連合会
- ・年金分割の考え方と実情 年金分割問題研究会 民事法研究会

（平成19年10月22日）



# 法人化雑感

上支部

石田 弘

昭和43年1月20日付京都司法書士会発行「会報」第13号2頁に、「当会の法人登記は新会則施行期日に即時完了」の見出しで、「新法制定に基く施行期日たる12月15日午前11時、足立会長自ら京都地方法務局に京都司法書士会の法人登記を申請、ここに実質的に新法人としての「京都司法書士会」は発足した。登記事項は、名称、事務所、会長の三項目である。」とする記事を、京都地方法務局法人登記窓口で足立会長ら役員が見守る中、登記所係官が申請書類を調査している風景写真付で報じている。将に京都司法書士会が法人格を取得した歴史的な記念すべき瞬間である。

この法人格の取得により当会では、先ず旧会館土地・建物を昭和43年6月14日、取得。次に、昭和51年6月22日、ガレージ用地取得。さらに、平成3年6月22日、最終目標である新会館建設、と3回にわたり不動産を取得し、今日に至っている。この不動産取得の資金は全て会員の拠出によっている。しかし、多額の資金を会員が一時に負担することはできない。そこで当会では、不動産取得資金として銀行から不動産担保に長期融資を受け、その返済資金は印紙台紙徵集制度を実施し、この徵集金をもって返済に充当した。現在では借入金をすでに完済し、不動産は完全な当会の所有物になっている。この高価な財産の取得はまさに会員の汗の結晶というべきである。

当会の「会館記念誌」によると、36年間という長期にわたり、故足立名誉会長事務所奥の一室を無償提供受けて会事務所とし、看板も目立たないものを掛けていたことが記されているが、将に隔世の感がする。

申すまでもなく、日本司法書士会連合会はもとより、全国の単位会においても、自前の会館を保有しているのは今日あたりまえのことになっている。このようにして自前の会館を保有することができるようになったのは、司法書士会、同連合会が法人化された結果である。この自前の会館という有形の財産を内外に顯示できるようになったことは、司法書士制度発展のうえで大きなPR効果を發揮することになったと思う。内にあっては、会員の会に対する帰属意識、連帯意識の強化、会員らのシンボルとしての会館である誇りと、愛着があり、心のよりどころともなっている。

いかにして会員が一致団結し、会館取得という大事業を達成することができるようになったのか。その法的原動力となったのは何であったか。それはそれまで、任意会制、任意入会制を探っていたのが、昭和31年司法書士法改定で強制会制、強制入会制に改正されたことにあったと思う。その結果、司法書士自治機能が強化し、会員の会に対する帰属意識、連帯感も高まってきたからであると思料する。

昭和42年司法書士法の改正で司法書士会及び同連合会の法人化による資金の調達、財産所有のメリットを述べてきたが、その他司法書士共済制度を生命保険会社（現在は廃止）と司法書士賠償責任保険制度を損害保険会社と契約し、会員の福利厚生共済制度を創設することが可能となり大きな機能を果たした。

司法書士会及び同連合会の法人化について、昭和60年7月18日、司法書士法の一部改正により公共嘱託登記司法書士協会の社団法人化が実現した。その目的は、「司法書士は、その専門

的能把を結合して官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること。」とされている（註、平成15年司法書士法の一部改正で、司法書士法人が追加された。）。

当会では、昭和50年5月7日、京都土地家屋調査士会と合同で公共嘱託登記を受託する組織として京都公共嘱託登記委員会を発足させ公共嘱託登記を受託してきたが、これを発展的に解消し、昭和61年1月21日、社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会を設立し、公共嘱託登記事務を行うことになった。

ところで、会員の一致団結の法的原動力が、強制会制、強制入会制にあることを述べてきたが、今日、政府は規制改革政策を推進しており、その一環として強制会制、強制入会制も廃止の方向にあることを仄聞する。しかし、この制度の廃止は全くの暴挙といわざるをえない。何故ならば、司法書士会及び同連合会は、日夜法の求める「司法書士像」の確立に向けて会員指導を強化し、会員もまた指導に添って研鑽、精進に励み国民の信頼に応えられるよう努力しているところである。「強制会制、強制入会制」の廃止は、時代に逆行することであり、改悪は断じて許すことが出来ない。この制度を探っている他の団体とも連携し、総力を挙げて絶対阻止すべきであると考える。若しこの制度を廃止するようなことになれば、会組織は弱体化し、会の会員に対する指導力も衰退するであろう。また、会の財務も悪化し、折角取得した会館の維持すら假成らぬ事態を招来しかねない。このようなことでは、これまで嘗々として築きあげてきた司法書士制度や司法書士個々に対する国民の信頼も失いかねない。筆者の杞憂であることを願って止まない。

「司法書士法の大改正は、大体10年サイクルで行われているが、決して一朝一夕になされたものではない。大変な苦労、困難、障害を伴い、そして、大変な時間と労力を要する大事業である。」と、昭和53年司法書士法改正に直接その掌に当たられた先輩より度々聞いた。今日の確

乎たる司法書士制度の恩恵を受けているのは、これら多くの先輩が制度を築いてこられたお陰であることを決して忘れてはならないと思う。そして、今日の司法書士制度を守り更に発展させていくのは、今に生きる司法書士一人ひとりに課せられた責務であると考える。

少々本題と離れた感もあるが、司法書士制度の発展を願う者の一人として現在の思いを披瀝する次第である。



## 53年法改正と司法書士報酬

中支部 春 日 昇

司法書士報酬は、司法書士法の理念に依拠したものでなければならない。

即ち、司法書士報酬は、法第1条の2（職責）及び第2条第1項（業務）の規定に依拠すべきものであり、法の理念に則した業務の責任に対応したものでなければならない。

しかし、現行司法書士報酬（平成元年改正）は、53年法改正以降数回の報酬改正が行われたにも係わらず、報酬体系は昭和42年以来、いわゆる一件主義（登記の手続代理について相談・調査・閲覧・申請書の作成・申請代行等すべてを包含するものとされていたが、基本的には申請書の作成業務に重きをおくもの）の原則を踏襲するものであった。

私は、昭和48年から昭和60年5月まで6期12年間、京都司法書士会の常任理事（当時は3部制で、総務・企画・経理すべてを経験しました）。やっとの思いで会務から抜け出せたと思ったら、当時の森木田会長が近司連理事会において「京都から日司連に送り出したいたい理事候補がいる。」との一言で、日司連の理事（近司連推薦の無投票理事）となり、後任の井上弘一會長が「2期連合会で勉強して帰って来い（と言うことは連合会は2期だけ）。」と励まされ、2期4年の理事生活を無事に終えようとした5月の京都会の総会において、井上会長より副会長に指名され、副会長に就任しました。

ところが、日司連の牧野会長より日司連の次期総務担当常任理事を懇請され、井上会長も「1期2年限りなら」ということで井上会長の許しを得て、急遽、日司連理事に立候補し、幸か不幸か当選し、その後の理事会において総務担当常任理事に就任しました。

日司連の役員規定には、日司連の常任理事と単位会の副会長との兼任禁止規定があり京都会の副会長は辞任せざるを得なくなりましたが、井上会長は副会長の席を2年間空席のままとして、いつでも帰ってこられるようにという配慮をしてくれました。この2年間は激務でしたが、また充実した2年もありました。

総務担当としての通常業務の他に、報酬改正対策部、登録免許税制改正対策部、司法書士年金基金設立準備対策部の各部長、法改正対策部会社法小部会長と司法書士総合研究所の商事法部門の主任研究員を兼任しておりました。

平成元年4月に司法書士報酬改正対策部（5名）が設置され、部長には総務担当常任理事である私がその任に当たることになりました。

第1回部会において「司法書士の果たすべき社会的な役割と責任（国民の権利の保全に寄与）を司法書士自らが自覚すると共に、報酬規定の上でもその責任を明確に反映させるべきであり、又依頼者に対しても判りやすい報酬にしなければならない。との内外の要請に応えるため、報酬体系を見直し抜本的な改正を行う。」これを基本方針とした。

そして平成3年7月1日施行された抜本的な報酬改正の作業が始まった。

ここで、今までの法改正と報酬との関わりについて述べますと

- ・大正8年司法代書人法が制定されるまでの間、各都道府県知事の定める代書料として徴収されていたが、代書人法施行に伴い、代書人の所属する地方裁判事務所長の定める書記料（書類の作成料1枚いくらの枚数主義）とさ

れた。

- ・昭和25年司法書士法の全面改正により、法1条は、「司法書士は他人の嘱託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局、地方法務局に提出する書類を代って作成することを業とする。」

司法書士は書類を作成する「代書」と解される余地を残していた。司法書士の報酬額は法務総裁（昭和27年の一部改正により法務大臣に改められた）の定めることとされていたが、昭和26年の司法書士法一部改正により司法書士会会則中に司法書士の報酬に関する規定を設けることとなった。（報酬は、枚数主義）。

- ・昭和31年一部改正により司法書士会は強制会、司法書士は強制加入制となって以後、報酬の改正は会則改正を伴い法務大臣認可となった。
- ・昭和42年一部改正により、「書類を代わって作成する」から「登記又は供託に関する手続を代わってする」と変更されたことによって「代書」と解される疑念を取り払い、一連の手続を委任者に代って行う「代理」であることを明らかにした。この法改正を受けて、昭和45年報酬を全面的に改正し、「枚数主義」から「一件主義」が採用された。
- ・53年法改正は、国家試験制度の導入などによる司法書士の資格に関する制度の合理化及びこれに関連する登録制度の新設が中心であるが、その他に司法書士制度の目的及び司法書士の職責に関する規定の新設、司法書士会によるその所属会員に対する注意勧告及び日司連の法務大臣に対する建議などの規定を設けるなど画期的な改正であった。

53年法改正の成果は、直ちに報酬規定の改定となって具現されなければならなかった。

53年法改正時には、すでに一件主義は、業務の実情に則したものではないとの判断から「司法書士の報酬について実情に則した改善を図ること」という衆・参両院の付帯決議がなされた。その後、昭和54年11月の報酬改正が、従前のス

ライド式のアップに終わった際、民事局は「抜本的な報酬改定に向けての協議を継続する。」と約束されたが、その後の協議においても、場当たり的な改正しかできなかつた。

司法書士の業務に対する認識の変化は、53年法改正を境として、大きく変わってきた。

この変化は、司法書士自身の業務に対する姿勢の変化だけでなく、司法（裁判所）の場においても、司法書士の職責に対する責任の加重として顕著であった。

### 司法書士の職責をめぐる裁判例として53年法改正以前

司法書士の責任について、司法書士は、登記申請手続を適式に処理すべきことを依頼されているだけであつて、不動産についての実体上の権利義務の得喪変更に関与せず、みだりに他人の権利関係に関与すべきでないとして告知、助言の義務はないとした昭和50年9月8日東京地判・昭和52年6月28日東京地判の裁判例がある。

### 53年法改正以後

司法書士は、専門的な知識、経験を基礎として登記事務の委任を引き受けることを業としているばかりでなく、そのことが司法書士法によって公認されていることに鑑み、周到な専門家としての高度な注意義務を負担するもの……（昭和57・12・24大阪地判）、さらに司法書士立合いのもとに、取引が広く行われている理由は、「司法書士が、単に登記手続の専門家であるに留まらず、社会的に信用のおける人物であり、かつ一般の法律にも明るい準法律家として、右取引自体の円滑、適正に資するべくその役割が期待されているからに他ならない。」として不利益事実を告知しなかつた司法書士の責任を肯定した。（昭和63・5・25大阪地判）

このように53年法改正を境にして、裁判所は、登記の信頼性を高めるために司法書士に一層厳格な職務遂行を期待し、ますます専門家としての司法書士に高度な注意義務を課すようになつてきた。又、日司連総会では、報酬の抜本的な

見直しを要望する発言が年ごとに高まり、日司連も報酬改正の研究や検討を続けていた。一方、国民の側からも、司法書士に対して責任ある業務を求めており、それは単に手続代理だけには止まらず、総合的な法的サービス(相談・調査・確認・助言・法律的判断など)であった。

今まで報酬改正は、2年乃至3年サイクルで53年法改正後も何度か一部改正が行われてきました。しかし、報酬額は、国家公務員及び民間会社の平均給与額の給与の上昇率(人事院調べ)、消費者物価指数(総務省調べ)そして毎月勤労統計調査・現金給与総額指標調査(労働省雇用統計課調べ)を基礎として前回の報酬額の3.5%~15%のアップ率でスライド式の報酬改正に止まっていた。

「どうせやるんだったら、今までの前回より数%アップというお茶を濁したような改正ではなく、今まで実現できなかった抜本的な改正をやろう。」われわれ5人の報酬に掛ける情熱は、すさまじいものがありました。メンバー中、1人を除いては私より先輩でしたが「春日を男にしてやろう……。」を合言葉に毎週のように連合会で協議や資料作りそして所管庁である法務省民事局第三課(現二課)に対する説得に汗を流しました。

報酬は、司法書士会の会則の必要的記載事項であり、報酬規定の改定は会則の変更となり、法務大臣の認可を受ける必要があります。

しかし、現実は、日司連報酬対策部と所管庁である民事局第三課と協議を重ねるわけですが、三課としても報酬改定(案)を局議にかけ、各課の同意を得るという関門があります。三課としても他の課長を説得するだけの資料や理論武装をする必要があり、対策部と三課との協議はほとんど毎週のように行われた。日司連と三課との協議の結果、合意に達した報酬改定(案)につき法務大臣の承認を得た上で、連合会が単

位会に改定(案)を示し、単位会ごとに報酬規定を改定する会則変更の総会決議をなし、これについて法務大臣の認可を得る。ということになります。

まず、入り口である民事局第三課にいかに抜本的な報酬改正の必要性を認識してもらえるか。その時々の報酬改正対策部も責任報酬体系実現のために頑張ったと思われますが、いつもこの時点で頓挫してしまっていたようです。

民事局という強固な壁を崩すだけのエネルギーと司法書士業務の実態を説明しきれなかったものと思われる。

我々対策部は、「なぜ、いま抜本的な報酬改正が必要なのか。」の資料づくりに多くの労力と時間を割きました。53年法改正直後に日司連に設置された「司法書士報酬研究委員会(4名・宮津支部の吉岡宗輝会員もメンバー)」の「司法書士報酬に関する研究」の中間答申は、司法書士報酬の実態と問題点を指摘し、報酬理念における報酬基準の考え方を示されている貴重な資料で、大いに参考にさせて貰い、この答申書がなければ民事局三課の厚い壁は崩せなかつたと言っても過言ではないと思います。

民事局三課との協議の中で、今次報酬改正の骨子として掲げたのは、①責任報酬体系の導入責任の対価としての報酬を基本報酬とし、労務的サービス(書類の作成などの)を手続報酬とする。②基本報酬は、各事件の難度の割合に応じて、一定の幅をもって規定する。③日当、旅費、宿泊規定を「総則」から「本則」に入れることにより、実費弁償型ではなく、事務所不在による逸失利益の補てん型としたい。を3本柱として協議の場に望んだ。

報酬対策部が設置されて2年が経過し、三課との丁々発止の議論も最終的な場面に入り、三課の理解も得られ、報酬改正作業も終息を迎えた。

るときがきた。三課長と日司連会長とのいわゆる「手打ち式」と我われが言っている報酬についての協定にサインをする儀式を迎えることができた。そして、平成3年7月1日改正報酬額が施行された。

一般会員は、アップ率に大いに期待したと思われるが、対策部は、報酬体系を変えることに全力を挙げ、報酬額のアップは次回以降の報酬改正の成果をすべきであると考えていた。

今回の報酬改正によって、最高難度の上限の報酬を請求するにはそれなりの法的な質のいいサービスを心がけなければならない。それによって司法書士自身の資質の向上も図れるのではないか。それが53年法改正の集大成であり、次の法改正に向けてのワンステップになれればとの思いが対策部にはあった。我々は、本当の意味での責任報酬体系の確立は10年後と考えていた。

ところが、平成3年7月1日施行の報酬改正の後、平成7年1月1日に施行された報酬改定では前改定時以後に生じた物価などの平均上昇分を報酬額にスライドさせるとともに日当等の改善が行われた。これが、日司連と民事局との報酬改正作業の最後となった。

平成9年消費税が5%に引き上げられたことに伴い、日司連は消費税転嫁の方法を内税方式から外税方式に変更した。

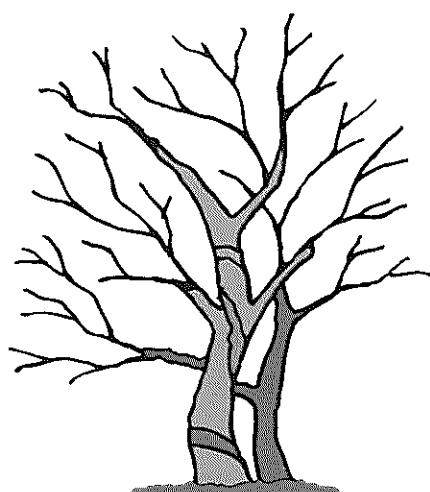
今まで、司法書士は多くの規制の中で育てられてきた経緯がある。しかし、規制緩和の流れの中で、平成10年7月1日から「報酬規定」は「報酬基準」と改正され、半世紀にわたる「報酬規定の遵守」義務が廃止されることになった。さらに平成15年1月1日から報酬基準も廃止され、各事務所内に報酬明示義務が課せられるようになり、4月1日施行の司法書士法一部改正により、報酬に関する規定が会則記載事項から削除されることになった。

公正取引委員会では報酬を大臣認可から外すということは、完全に独禁法の適用を受けることになり、事業者団体である日司連が報酬額(目

安であっても)を決めることは独禁法に違反し、個々の司法書士が自由に報酬を決めることになる。もはや、司法書士会が報酬額を規制すべき時代ではなくなった。

司法書士は国民に上質なサービスを提供し、国民の信頼に応えるためにも客観的な事情により司法書士自らの責任において適正妥当な報酬額を決定すべき時代になった。不当に嘱託を誘致する目的で合理的な理由もないにも係わらず低廉な報酬であったり、依頼者の合意がないにも係わらず高額な報酬額を請求することは国民の制度に対する不信となり、品位を傷つけるものである。このような司法書士は、自浄作用によって淘汰されるべきものと考える。

「いいサービスによるいい報酬」これからの司法書士はこうありたいですね。



## 会館建設の道程

上支部

**岩 崎 徹**

会館は建設から16年が経過しました。会員には、違和感なく利用され、すっかり馴染んでいる感があります。しかし、一部には使い勝手の悪い部分も生じていることと思います。そこで、建設に携わった者の一人として、会館建設の歴史を踏まえ、建設当初にどのように予測して建設にあたっていたのか、会館建設までの歴史についても触れながら振り返ってみたいと思います。

私は、昭和35年に補助者としてこの世界に入りましたが、使者として、よく事務局へいくことがありました。当時は、まだ会館というものは存在せず、足立銀次郎先生が会長をされていて、ご自身の事務所（今の岡本俊夫先生の場所でまだ木造でした。）の一室を会の事務局として提供されていました。事務局といつても、和室の畳の部屋に机が一つあるだけの簡素なもので、事務局は久保利信氏が職員として一人いるだけでした。当時の会員数は百余名であり、このような体制でも、なんとか賄えていたのでしょうか、何といっても、自前の会館を持つことは会員の念願であったようです。昭和41年1月の臨時総会に於いて当会の会館建設及び連合会の会館建設のため、実行委員会が発足し、その資金調達方法として台紙購入の方式が採用されました。ちなみに当時の台紙一枚は30円でした。この台紙制度は、いまも集資制度として受け継がれている制度の発端となったものです。

今の会館の土地は、昭和44年3月末に購入しています。土地というよりも会館として利用するため民家を買ったわけです。京風の造りの建物で、表は台壇で覆われ、前庭には灯籠（3階の北側に今も残っています）があり、松が植えられ、趣のある京都の佇まいを彷彿とする、木

造二階建ての建物でした。今まで間借りの状況から一軒家を持てたということで、当時の会員の喜びはいかに大きかったか想像に難くないわけです。最も、この会館は購入当初から仮事務所として使用し、購入時から新たな会館建設を目指していたようです。会の会館としては、台所を改造して事務室とし、会議室は1階に2間、2階に3間あり部屋数は十分ありましたが、全部和室でした。ちなみに、私が入会したのは昭和47年ですが、当時新人研修を受けたのは2階の部屋で司法書士の先輩会員から1週間の講義、法務局で1週間でした。法務局は椅子でしたから、まだ楽でしたが、会館で畳の上で一日の研修は修行に近いもので、夕方には体力的にくたくたで講義が頭に入らなかったのを思いだしています。入会してから3年程して高山晃一会長のもとで執行部の一員に入れていただくことになりました。会議は座布団に座って行い、長いときは6時から12時頃までのときがあり、足はしづれ、腰が痛くなり、また、電球の下でしたので目も霞んできて大変でした。理事会等の大人数の会議は2階の3部屋の障子を取り払い大広間にして行いましたが、久保事務局長は何時も床が抜け落ちないかと心配していました。

先輩の先生方が、いかに着々と会館建設に情熱を持ち歩んでこられたかみていきますと、昭和49年の総会においては、事務局建設実行委員会規則の趣旨を承継吸収し特別事業規則の制定を行い、同時に台紙の金額が30円から100円に値上げされました。一方、会館新築計画の策定と資金準備の開始が決議されています。決議の内容は(1)新築場所と規模　客観的諸条件に変化がない限り現在の会館所在地に新築し、建設費は五千万円程度とする。ただし、事情変更の場

合の緊急措置は、理事会一任とする。(2)建設実施年度 昭和52年を目標とする。(3)新築資金の準備 昭和50年、同51年の2ヵ年間積立目標額は3000万円とする。これは、会館建設にいたる33年前のことです。このような地道な計画をしていただいたことに感謝せざるを得ません。

その後、昭和51年には会館の北隣の土地を購入し、しばらくガレージとして使用していました。昭和の終わる頃、世の中は景気が上昇し、いわゆるバブル時代に入っていきますが、当会でも会館建設の機運が高まりつつありました。議論の一つに今の場所で良いかどうかというがありました。法務局が裁判所の南側から荒神口へ移っていました。そこで、法務局に出来るだけ近い方がよいという意見、それより、大きな通りの目立つ場所のほうが良いという意見等色々あり、現実に土地を密かに色々物色もしていました。その中で河原町通で法務局に近い場所等が候補に上がったりしました。先ほど触れましたが世はバブルへと突入した時代で、土地の値が、一週間で100万円ぐらいどんどん値が上がっていた時代です。当会のように機関決定を経て、会議を開いてから買いますと言っていたのでは、価額がどんどん上昇してしまい買えない時代でした。あきらめとも言うのでしょうか、それなら今の場所で建てようということで決心がついたというのが実状です。昭和63年石田弘会長のもとで会館建設の議案が総会に上程されました。しかし、会員の賛同が得られませんでした。土地の形が長方形でなく、北側が西に長く南側が短く変則しています。総会の意見は隣接する南西の土地を購入できるように交渉せよ、とするものでした。総会後石田執行部は、隣接地の購入に努力され交渉に当たられたのですが、買い取りに至りませんでした。

平成元年井上弘一会長が誕生し、不肖私が総務部長に指名を受けました。2年間の業務執行の進め方について会長と打ち合わせを行いましたが、私の一番気になっていたのは座礁状態の会館建設の件でした。隣接地を購入するのはほぼ不可能な状況です。かといって、このままで

は何時になったら会館が建設できるのか全く目途が立ちません。井上会長は、「建てようや、わしが全責任をとるがな」。心強い一言でした。会館建設がまさに動き出した瞬間でした。しかし、土地の形に変化のない状況で、再度総会に提案して会員に受け入れられるのかどうか、一抹の不安がありました。私なりに思を巡らせました。会員の意思は会館建設に反対ではない、ただし、今まで苦労して台紙微収金として資金をこつこつと積み立て、努力を重ねてこられた先輩会員にとっては、建てるからには理想的な立派な会館を建てたい、何処へ出しても恥かしくないもの、という思いが強かったのではないかと思いました。そこで、今の変形した土地であっても、素晴らしい会館が建てられることをイメージしてもらえるなら理解が得られる。そのためには、具体的に素晴らしいと思ってもらえる設計図を会員に提供する。徹底した情報公開を行いながら進めていく。会館建設を進めるには、これが、必須の条件であると確信しました。

井上会長と私は、実行委員長は当時副会長で今までの会館建設の経緯をよく知っておられる竹中詰一先生が相応しいと考えました。竹中先生は控えめな方で、トップになることを躊躇されるかもしれないと思いつつお願いしました。すると、竹中先生は「不退転の決意で望みます」との力強い返事をいただき、いよいよ実行委員会は、会計に桑室矩忍会員、設計は建築士の資格を持つ杉井茂会員、庶務は植村克紀会員が副委員長の立場で担当されることになり、いよいよスタートは切られたわけです。「会員が誇りに出来る会館を建設する」ことを合言葉に、委員は一致団結し燃えて建設に邁進しました。私が一番懸念とした情報公開は幸いなことに西山慶一会員が名乗りを上げていただき、広報誌を発刊していただくことになりました。西山会員は2年にわたり、一人で12号もの「KAIKAN NEWS」という情報誌を発刊していただき、進行状況が逐一わかり大変好評でした。総会において会員の賛同をいただく一翼を、この「KAIKAN NEWS」が担っていただいたと考

えています。設計の方は建築士の資格のある杉井会員が中心になり、ご自身の経験や業界の裏情報を披露していただき、建築に疎い委員には参考になりました。会館本体についての希望を会員に募ったり、委員も手分けして全国の会館を見て周りました。大阪、和歌山、三重、群馬、茨城と直近に建った会館はつぶさに見て回り、比較対照し、良い点、悪い点を整理し、設計に生かすことになりました。何よりユニークなのは設計事務所の選定でした。業者選定には癪着の生じることもあるので、実行委員会は清廉潔白を肝に銘じ、竹中委員長方針のもと一切縁故を断ち切り、純粋によいものを作ってもらえる設計事務所、施工業者を選ぶことにしました。そこで設計事務所選定について取った方法は、事前に市内で5社ほどを選び出し、直接設計事務所に飛び込みでいき、事務所の方針や得意分野を直接に聞いたことでした。設計事務所のほうはびっくりしていました、たいがい紹介でくるのですが、突然飛び込みでこられたのは初めてとのことでした。設計で心がけた点は、1階の入口をガレージを含め明るくホテルのロビーのイメージにすることです。ガレージはどうしても暗くなるので昼間電気をつけなくても明るく玄関と一体となるようにする。出来上がったガレージの壁は特殊なタイル張りです。下もタイルです。事務室は出来るだけ広くとともに心がけました。事務室や会議室のフロアはOAフロアとし、どこからでも電源が取れるようにしてあります。将来のコンピューター普及を見据えてのことです。全国の会の事務所を見て回り、弁護士会の事務所も見せていただき、違いがあったのは、図書室でした。弁護士会と比較した時、司法書士会の図書室はいかにも貧弱に写りました。法律家集団の知的作業の元である図書、資料が不十分では仕事にも活動にも影響があると考え、兎に角、出来るだけ広い図書室と、たくさんの書架が必要でした。昨年度、本の充実よりも、会議室の不足を補うことが優先し、移動式書架ははずされてしまいした。当初の予測が外れた点の一つです。そのほ

かに、会館完成時に既に、想定外のことが2点あります。1階玄関からエレベーターに行くまでの段差です。車椅子の方にエレベーターを利用していただくには段差は必要です。もう一点は北側にある大きな看板です。完全に忘れていました、その証拠に支柱と反対向きに取り付けてあります。苦肉の策です。それに、看板の色です。夜になると予想外の色に変化することです。

今の会館は、なんと言っても、先輩会員の方々の執念が実ったものと考えています。志半ばで会館を目にすることなく去られた会員の方もいます。当時建設委員の皆さん一人一人が、その方たちの思いを背に凄い情熱で取り組んでいた結果だと思います。その建設の一端に携わることが出来たことは感謝に耐えません。会館は少なくとも20年、30年先を見据え、会員数の増加、時代の変化に対応できる会館を目指して、当時に考えられるあらゆる事を考え、建設したものです。ここ16年で司法書士を取り巻く環境は大きく変化してきました。成年後見制度の発足、簡裁代理権の獲得、クレサラや消費者問題の取り組み等、飛躍的に制度は発展を遂げてきたと考えられます。そのなかで、会館は制度発展に貢献できたのか、対応できたのか、私は自問しています。

今は、時代にも上手くマッチし、会員は上手にフルに会館利用しています。これからは手狭で不便だとの声が上がる時、この会館の使命も終わる時です。それが何時になるか見守って行きたいと思います。

# 「一昔前のことですが」

下京支部

古田義幸



僕が会長に選任されたのは、平成7年5月10日2日間に亘って開催された第100回総会の1日目でした。当初から2日間と言うわけではなしに、1日では終わらなかったので翌週の日曜日に延長されたのです。この総会は当時全国的にも注目された不動産取引決済登記受託は本職に限るという「立会規則」制定の総会でした。

1日目の総会で会長に選任されて、翌週までの1週間は、まだ総会が終わっていないので、前会長の任期はまだあり、へんてこりんな1週間でした。翌週の延長総会でも激しい議論が闘われ、審議が尽くされたということで、採決をしたときは、どっと疲れたことを覚えています。

議事終結後の新会長就任挨拶では、不覚にも2日間の議論が走馬灯のように頭に浮かび、感極まり涙で挨拶が中断し、「古ちゃんガンバレ」と会場からの声も聞こえていたはずですが……懐かしい思い出です。

4年間の会長時代の2つのことを述べてみたい。ひとつは、新入会員の登録伝達式のときに

「司法書士倫理」を声を出して読んでもらい、そして伝達式終了後一緒に食事をして、入会をお祝いするとともに、僕の入会から現在に至る経験を失敗談も含めお話しさせていただきました。伝達式は、ひとりだけのときもあれば4～5人のときもあり、でも話はいつも同じ。当時会員が300名弱の時代、4年間で70余名の新入会員の方と酒を

酌み交わし、話したのは有意義でした。そのときの方たちも今は、会の中堅となって活躍されている方も多く頼もしい限りです。

もうひとつは、全国会長会をはじめ年に数回東京で会議があるとき、議員会館の地元選出国会議員の事務所へ顔を出し、会報なり資料を持参して司法書士会が訴えたい事柄について議員さんや留守のときは秘書の方に説明をするということを4年間行いました。たいてい1日目の会議は、午後1時からなので、午前中に議員会館めぐりをしました。前日午後9時過ぎまで事務所で仕事をして、一旦帰宅して近所の銭湯に行き、午後11時前の寝台急行「銀河」で行くのがパターンでした。午前7時前に東京につき、駅前の東京温泉（この前行ったらなくなっていた。）で汗を流し、9時過ぎには、議員会館に顔を出していました。

この4年間与野党の地元選出国会議員の方には、濃淡はありますが、司法書士会のことを理解いただき、また顔見知りとなり、その後の司

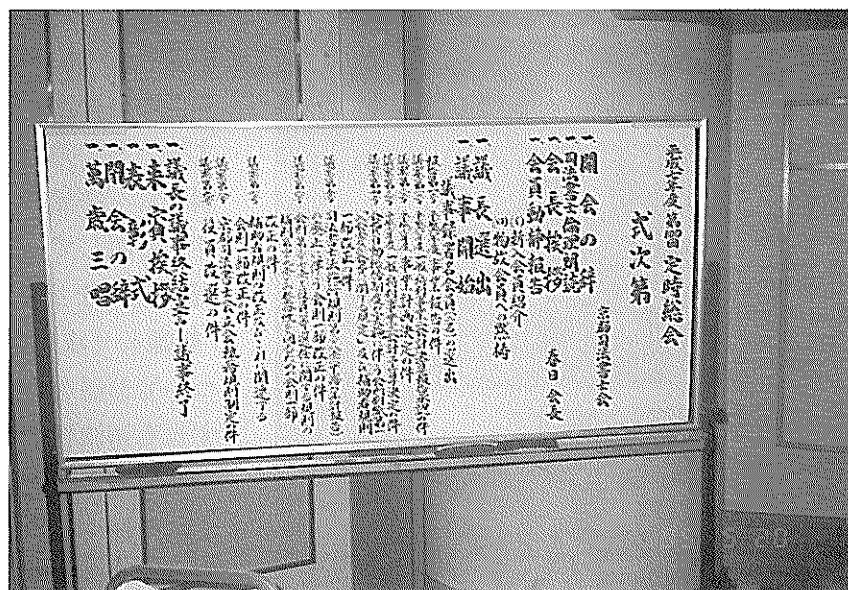
法制度改革やらの陳情活動には、そのときの下地が大変役立ちました。

その後リーガルの支部長やら地元政治連盟の会長や日司政連の副会長を行う中でも、そのときのことが今に繋がっていることを痛感しています。

会長になったときには中堅だった国會議員の

方も今や与党の幹事長や政調会長となり、つい先日も日司連の陳情に連絡をとり、地元政治連盟の会長ということで、一緒に陳情してきました。

司法書士会にいささかなりとも貢献できたのでは思っています。



研究会報告

## 家族法研究会のご紹介

副座長

柴田宏明

早いもので、家族法研究会がスタートして、3年が過ぎようとしています。私がこの原稿を書いている平成19年10月現在で、実に31回（打合会を含む）もの研究会が開催されました。今日は、私の感想を含めて、思い付くままに家族法研究会の紹介をさせていただきます。

座長は、発足当初から西山慶一先生が務めておられ、現在の登録会員数は36名、最近では、出席者が25名を超えることもあり、とてもにぎやかな研究会となっています。

家族法研究会は、原則として、会員がテーマを決めて発表し、そのテーマについて、全員でフリーディスカッションを行うという形態をとっているのですが、メンバーは「必ず一度は発表しなければならない。」という掟があります。テーマは、法律論でも実務報告でも「家族法」に関わるものであれば何でもかまいません。もちろん私も一度発表させていただいたのですが、

実はこれがなかなか大変です。私は、今まで、法律の研究なんてしたことがなく、実務でもこれといって特殊な事件を扱ったこともなかったので、「さあ、何しよう……」と、テーマ選びの段階で困ってしまったのを覚えています。レジュメを作って発表するということも不慣れだったため、思った以上に準備に時間がかかってしまいました。結局、なんとか形にして発表にこぎつけたという感じで、メンバーには申し訳ないような気持ちでしたが、発表後の議論によって、理解も深まるし、新たな疑問も生まれ、私にとっては、本当に良い経験となりました。また、他のメンバーが発表を担当されるときも、そのテーマは様々で、自分がそれまで触れたことがなかったり、勉強不足だったところも、家族法研究会で発表、議論を聞くことで、興味を持つきっかけにもなっています。

もっとも、平成18年度で、メンバーのほぼ全員が発表を終えたことから、平成19年度は、会員による発表を一時中断し、外部から講師を招いて研究会を開催することになりました。まず、5、6、7月は、「裁判所調査官（書記官）から見た家事事件」と題して、家庭裁判所調査官（書記官）を招き、それぞれ「相続」「離婚」「成年後見」のテーマについてお話をいただきました。いずれも司法書士にとって興味深いテーマで、書記官や調査官に直接実務に関する質問をすることができ、正に調査官（書記官）から見





た家事事件の一部を知ることができました。そして、今年度最大のイベントとなったのは、9月の公開講座でした。家族法研究会では、年に一度、全会員に公開して研究会を開催していますが、今年は、「私の親は誰なの？」をテーマとし、同志社大学の林貴美先生、立命館大学の二宮周平先生をお招きました。向井亜紀事件は、法律家でなくとも注目されましたが、林先生は、この事件を中心に代理出産による親子関係の成否について講義をいただき、二宮先生からは、親子関係の発生、否定の法理について鋭い切り口のお話を聞くことができました。親子関係の成立に係る規定は、複雑であり、両先生の講義もハイレベルだったと思うのですが、ここで忘れてはいけないのが、この公開講座のために、研究会の有志によって、関係法令・判例に関する資料集を作成したこと、両先生の講義の前に川島好江会員が親子関係成立に係る現在の規定についてのわかりやすい講義をしてくださったことです。これが、この公開講座を充実したものとしたことは言うまでもありません。公開講座「私の親は誰な

の？」は、60名以上の方に参加いただき、大盛況でしたが、その中身は濃く、とてもお得な研究会になったと思います。なお、前記資料集や各回の家族法研究会のレジュメ及び記録は本会HPに掲載しておりますので、一度ご覧下さい。

最後に、新しいメンバーも増えたので、次年度からは、再びメンバーによる発表をメインとして、研究会を開催する予定です。これまでの家族法研究会の内容は別表のとおりですが、そのテーマは多岐に渡り、それぞれ本当に興味深いものです。実は私は、単に家族法（民法第4編、5編）の条文を勉強するのかな、なんて思いながら参加したのですが、テーマ、議論を通じて、夫婦観や親子観、家族のあり方などについての意見も飛び出し、法律だけではないことも考えさせられたりしています。もちろんメンバーそれぞれスタンスは異なるかも知れませんが、他のメンバーの実務における経験なども聞くことができ、役立つことが多いと思いますので、興味のある方は、ぜひ家族法研究会に遊びに来て下さい。

以上



年度	回	年月日	テ　ー　マ	発　表　者	参加 人数
H16	1	H16.12.2	私は、なぜ、家族法を研究するようになったか	立命館大学法学部助教授 本山 敦氏	24
	2	H17.1.13	民法915条1項の「自己のために相続の開始があったことを知った時」の意義	福井 政邦会員	23
	3	H17.2.2	不在者財産管理人選任申立等の事例報告	浅井美貴子会員	18
	4	H17.3.2	その財産は誰のもの？～特別縁故者について～	太田 守会員	21
H17	5	H17.4.6	婚姻無効訴訟—実務の流れに沿って—	花木 明人会員	22
	6	H17.5.11	養子、特別養子、里子 子供の権利を守るために何ができるのか？	古田 真理会員	19
	7	H17.6.1	財産分与	寺内 陽子会員	21
	8	H17.7.6	児童虐待について	寺内 奈緒会員	24
	9	H17.9.10 (公開講座)	フランス家族法の近況について 最近の韓国法の改正が家族法実務に与える影響	立命館大学法学部助教授 本山 敦氏	約50
	10	H17.10.5	遺産分割の当事者	西山 慶一会員	
	11	H17.11.2	事実婚（内縁）について	広崎 陽子会員	22
	12	H18.1.11	相続分の譲渡	加地 恵会員	15
	13	H18.2.8	「相続させる」趣旨の遺言の諸問題	柴田 宏明会員	13
	14	H18.3.1	扶養と相続—高齢者社会での老親扶養を考える—	猪飼 千博会員	16
	15	H18.4.5	扶養と相続—高齢者社会での老親扶養を考える—	田中真由美会員	14
	16	H18.5.10	実践「家族法研究会」—権利実現のための手続の整理—	中野 美和会員	14
	17	H18.6.7	補助利用制度のすすめ	中西 正人会員	14
	18	H18.7.5	死因贈与について 一遺贈に関する規定はどこまで準用されるか—	浜田 昭会員	16
	19	H18.9.16 (公開講座)	戸籍の公開制度について ドイツ家族法の近況 最近の家族法に関する最高裁判例について	西山起美恵会員	約34
	20	H18.10.4	「後継ぎ遺贈」「後継ぎ遺贈型信託」を考える 一後継ぎ遺贈の利用実現に向けて—	林 貴美氏	
H18	21	H18.11.8	「後継ぎ遺贈」「後継ぎ遺贈型信託」を考える 一後継ぎ遺贈の利用実現に向けて—	田口 乃子会員	18
	22	H19.1.10	ドメスティックバイオレンスとDV防止法	山本 明子会員	17
	23	H19.2.7	代理懐胎によって出生した子の親子関係 一日本における最近の判例を中心として—	山本 明子会員	16
	24	H19.3.7	相続法の変遷 相続登記受託の現場から	倉田 百子会員	17
	25	H19.4.4	離婚制度について	井上 雅夫会員	16
	26	H19.5.9	今後の打合会	山崎 純子会員	16
	27	H19.6.6	家庭裁判所書記官から見た家事事件「相続」	京都家裁家事課廷管理官 樹山 源次郎氏	27
	28	H19.7.4	家庭裁判所調査官から見た家事事件「離婚」	京都家裁主任家裁調査官 増田 幹生氏	26
	29	H19.8.1	家庭裁判所調査官から見た家事事件「成年後見」	京都家裁主任家裁調査官 保田 直樹氏	25
	30	H19.9.8 (公開講座)	親子関係成立に関する民法の規定について 涉外的親子関係の成立に関する準拠法について	川島 好江会員	約65
	31	H19.10.3	親子関係成立に関する民法の規定について 代理出産による親子関係の成否 一向井亜紀事件を中心に—	西山 慶一会員	
			親子関係の発生、否定の法理の検討 ～血縁か養育か、戸籍の果たす役割は何か～	立命館大学法科大学院教授 二宮 周平氏	
			児童虐待の現状とその問題点	京都市児童相談所所長 丹 良一氏	21

## 研究会報告

**京都南部消費者問題研究会について**

座長 小野慶

この研究会は、平成15年に、当時の消費者問題対策委員会が担当する行事として始まった。平成15年といえば、改正司法書士法が施行された年である。当時、私は委員長をしており、簡裁代理権を消費者問題に活用しようと思っていた。同時に、城南支部では消費者問題に取り組もうという意欲をもった会員が多く、研究会は支部会員の協力を得て実現した。

研究会は、特別研修のグループ研修に行政等の相談員が加わったような雰囲気で始まった。後に委員会の体制が変わった後も、「研究会」は続けられていた。平成18年度に業務研究会として登録し現在に至っている。2ヶ月に1度、宇治市生涯学習センターなどの会議室を使って研究を行っている。

研究会では、タイムリーな話題を取りあげるようになっている。

平成18年秋、呉服の「たけうち」の破産とともに、呉服過量販売の問題を、同年12月の研究会に、大阪司法書士会の堀泰夫氏をよんで研究した。

平成19年10月現在、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、京都府山城広域振興局と、宇治市、

京田辺市の社会福祉協議会が参加している。司法書士の参加は城南支部が多いが、参加は全会員に開かれている。

行政等の相談員の多くは、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格をもつ。日々消費者問題の相談を受けている第一線の人である。消費者問題に関わるなら、この人たちとの連携なくしてはありえない。同時に、相談員の方々からは、司法書士に対する期待の声がきかれた。それによると、

- 1 高齢者をねらった悪質商法が目につく昨今、成年後見への取り組みに期待する。
- 2 都市に偏らず、各地に存在するということ。地域密着の活動に期待する。
- 3 司法書士がそもそもどういうことをするのか、未知のものへの期待。





といった声に大別できる。

こうした声を反映し、当初より、研究会で成年後見との関わりを議論した。高齢者の被害が目につくというが、それに限らないこと、悪質商法の被害は、各世代にあることに気づいた。これらの人には、後見、保佐、補助の開始を受けた方がよい人も多い。特に補助類型は、もっと簡単に活用されてよいのではないかという意見がでた。保佐、補助の要件に当てはまっているのに、利用されていない。法が生かされていないという認識をもつに至った。

地域密着であることも重要である。京都市内まで相談に行けない。そういう被害者がたくさんいる。これは単純に距離や交通の便の問題ではない。被害者には、それ以上の心理的な距離がある。すぐ近くにいるということが重要なのだ。「全国津々浦々に存在する」ことへの期待は大きい。

地域で相談にあたると、「顔がさす」のでうまくいかないのではないかという声がしばしばかかる。しかしこれは工夫次第である。「多重債務相談室」と大書した相談室には行かないだろうけれども、「何でも相談」だったらどうだ。社会福祉協議会の相談室は「心配ごと」相談で

ある。相談にあたる者に少しのデリカシーがあれば解決する問題である。「やさしい」法律家への期待は大きい。

研究会では、消費者問題のうち、不動産、相続など、従来からの司法書士業務と関わりの深いことを取りあげている。不動産取引の実務とか、筆界確定というテーマもあった。

不動産の売買、賃貸借、担保の設定の取引も、消費者取引の一種である。しかし近代的契約の原理と相容れない前近代性を残している。古い慣習すべてが悪いというのではない。新しい制度でありながら問題を抱えているものもある。いずれにせよ、消費者が損害を被るような制度は改め、被害を防止しなくてはならない。そういうことが司法書士にはできるのではないか。

不動産、相続などの課題を、消費者の視点から検討するというのは、「地域密着の消費者問題の研究会」にふさわしいことだと思う。同時に消費者問題に取り組む者は、不動産や、相続の業務に関心をもつべきだ。かかる問題意識による研究は未だ充分とはいえないが、これから取り組んでいきたい。この研究会の取り組みが、公正で合理的な取引社会の実現に寄与するならば幸いである。

## 研究会報告

**会社法研究会座長に就任して**

座長 福井政邦

私は、昭和62年の司法書士試験に合格しましたので、今年でちょうど20年になりますが、その頃は、業務も研修会も不動産取引が中心で、商業登記については依頼も少なく業務としてもあまり重視されてなかったように思います。しかし、私自身の印象としては、平成2年商法改正による最低資本金制度ができた頃から、徐々に商業登記の依頼が増加すると同時に、法改正に伴う研修会の必要性を実感するようになったのではないかと思っております。その後、度重なる商法改正の末、とうとう今回の会社法改正に至ることとなりましたが、ご存知のとおり、従来の商法における会社の基本原則はことごとく改正され、全く新たな会社法が制定されましたので、今までの知識はかえって妨げになってしまい、研修を受けずして業務を受託することの怖さを痛感しております。

このような状況の中で、会社法施行約1年半前に業務研究会として商法研究会（後に会社法研究会に改称）が立ち上げられましたので、迷わず参加することにしましたが、なかなか会社法の理解が及ばないまま、あっという間に施行日を迎えることとなり、その対応に大変苦労したことを今ではっきりと覚えております。そして、会社法施行後1年が経過して、ようやく改正騒動も落ち着いてきた時期になって、前南村座長の任期満了を迎えることになり、座長改選の話し合いを協議した結果、たまたま推薦を受けて座長に就任することとなりましたが、会社法には強く関心は抱いているものの、未だ十分理解できていない私が、座長という大役を担えるだろうか、というのが正直な感想です。

しかし、座長就任を引受けた以上、できる限

り実のある研究会にしたいという思いで、その運営方法について検討したところ、やはり副座長をしている家族法研究会を参考にするのがいいのではないかと考え、基本的な運営方法はそれに倣うとして、具体的な運営方法については、会社法研究会参加メンバーと協議して決定することと致しました。その結果、基本的には2ヶ月に1回、各研究会の発表者を決めて発表の後、質疑応答するということに致しましたが、会社法の場合は新しい法律であることから、家族法研究会のように多様な研究テーマを見つけるのは難しいと考え、予め決定したテーマについて、担当者を決めて発表するという方法に致しました。何をテーマにするかについては、今年度は、今後需要増加が予想される種類株式について、実践的な活用方法を研究してはどうかということで、今年度の具体的テーマと発表者を決定することができました。次年度については、一応、組織再編をテーマにしてはどうかと考えておりますが、この点については、今後メンバーの意見を聞きながら決めていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。

尚、当研究会のレジュメと記録については、家族法研究会と同様に当会のホームページに掲載することにしておりますので、そちらをご参照下さい。



現状報告

## 「亀岡市多重債務解決支援プログラム」について

相談事業部長

山 口 基 樹

平成19年5月16日京都司法書士会は亀岡市との間において、相談業務委託契約を締結しました。その内容は、亀岡市が実施する多重債務解決支援プログラムに当会が全面的に協力することとしたものです。その中身ですが、概要は次のとおりとなっています。

### 1. 目的

多重債務の整理を図ることにより、被保護者等の生活諸問題の解決を支援していくことを目的としています。

### 2. 対象者

多重債務の問題を抱える被保護者をはじめとする生活困窮者を対象にしています。

### 3. 対象者の選定

2に該当する者の中で、本プログラムへの実施が必要と考えられる者でこのプログラムの内容に同意された方を次の手続きにより選定します。

#### (1) 被保護者の場合

資産申告書及び消費者金融業者等からの請求書等の確認により、多重債務に陥っている者

#### (2) 上記以外の場合

本人の訴え等に基づき、借金の返済により生活維持が困難と判断される者

### 4. 実施方法

多重債務が判明した場合、速やかに解決することが必要であるため、次の通り実施されます。

#### (1) 本プログラムの趣旨を説明し、本プログラムへの参加の同意を得ます

#### (2) 「多重債務解決支援プログラム対象者台帳」を作成し、市民課市民相談係に係る対象者は、市民課合議となっています

(3) 上記に基づき選定された対象者については、社会福祉課を窓口として亀岡市が委託契約した京都司法書士会に債務整理の相談業務を「相談業務委託通知書」により依頼します

(4) 京都司法書士会から上記相談業務の結果について報告があった場合、亀岡市は、「多重債務解決支援結果表」に関係書類を添付し、支援終了とします。市民課市民相談係に係る対象者については、市民課合議となっています

(5) 多重債務解決後においても、京都司法書士会と連携して必要な支援を行い、当該世帯の自立援助を図ることとなっています

以上の内容に基づき当会は、亀岡市と業務委託契約を締結しました。平成19年4月20日政府の多重債務者対策本部において多重債務問題改善プログラムが策定され、その後、金融庁において、多重債務者相談マニュアルも作成されています。行政が多重債務問題に取り組むこと、なかでも市町村の窓口での対応の重要性が言われるようになっています。その中で、亀岡市多重債務支援プログラムは、政府及び金融庁の求めている内容をほぼ充足するものです。それ以上に、我々専門家が自ら出て行って、債務者と接する取組みは、敷居が高いと一般市民に言わされることに対し、その敷居を取払う取組みもあります。その意味で、さらに一歩すすんだ取組みであると考えています。

真的債務者の経済的な自立支援というものは、法律専門家だけでできるはずがありません。行政や心理カウンセラーの方の力だけでもできません。いろいろな団体がネットワークを結び機

能しあってはじめて可能になるのです。そして、いままさにその取組みがスタートしたと思っています。

今後ますます我々の責務は増大していくことになります。我々は、自治体の相談員への研修も実施し、また自治体の内部での連携に対し発言していくこともあるでしょう。そのために、対応に当たられた会員には、プログラムに対する改善点があれば遠慮なく、相談事業部までご意見をお願いします。なお、相談員として登録していただいた会員には、別紙の内容のお願いをしています。会員にとっては、労力及び経済的に非常に負担の大きいものとなっています。

にもかかわらず、本プログラムの趣旨をご理解いただき、相談員として登録していただいた会員にお礼申し上げるとともに、さらに一層のご協力をお願いします。

別紙

亀岡市の委託による多重債務相談員の登録をしていただいた会員の方へ

京都司法書士会相談事業部

相談員として対応していただくにあたっての注意事項

この度は、当会と亀岡市との間で締結された相談業務委託契約に基づき、相談員にご登録いただきありがとうございました。亀岡市の実施する多重債務解決支援プログラムを円滑に行うため、相談員として登録していただいた会員には、下記の注意事項にご留意いただき、報告・連絡・相談にあたり支障が生じることのないようご注意願います。

#### 記

1. 亀岡市福祉事務所から相談業務委託通知を受けてから、原則 3 日以内に債務者本人と連絡を取り、速やかに面談していただく必要がありますので、当会から担当として割当てを受けた場合には、早急に債務者本人に連絡をとり、面談の準備をして下さい。
2. 面談場所については、原則として亀岡市役所の相談室を利用させてもらうものとし、債務者本人をいきなり司法書士事務所に呼びつけるようなことのないようにして下さい。  
なお、亀岡市役所の相談室の利用にあたっては、亀岡市福祉事務所の担当者（社会福祉課保護係 白石和雄氏 TEL 0771-25-5030 FAX 0771-24-3070）に希望日時を連絡し、事前に打ち合わせをしてください。
3. 相談結果については、亀岡市福祉事務所に報告することになっていますので、面談後 3 日以内に亀岡市福祉事務所の担当者及び京都司法書士会事務局宛に、「相談結果報告書」（別添資料 2）・「承諾書」（別添資料 3）を郵送にて提出してください。なお、相談料は京都司法書士会から支払いますので、債務者には

請求しないでください。相談料は、相談時間

1 時間と看做して計算します。

4. 相談の結果、債務整理事件を受任する場合、個別事件の処理に要する報酬及び費用は、債務者の負担となります。報酬等の請求については、後日トラブルが生じることがないよう、十分に説明してください。なお、債務者の資力が法律扶助制度利用の要件を充足しているときは、必ず法律扶助の申請を行ってください。

5. 事件の終結後に、「多重債務処理終結報告書」(別添資料 3) を亀岡市福祉事務所及び京都司法書士会事務局宛に、郵送にて提出してください。



……………現状報告

## 「任意代理契約の問題と対策」

リーガルサポート京都支部

森木田 一毅

衝撃的なニュースから1年余りの時が経過した。任意代理による財産管理等委任契約（いわゆる「任意代理契約」）を締結したリーガルサポートの社員が法外な報酬を受領し、その社員は本年度の通常総会で除名処分とされた。

この事件を発端として、平成19年2月16日、日本司法書士会連合会と社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、共同で、「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」を発表した。それを受けたリーガルサポート京都支部でも「支部運営規程」が改正され、9月26日から施行されている。

本稿ではこうした任意代理契約をめぐる問題点とリーガルサポートの取り組みを紹介したい。

### 任意代理契約の問題点

法定後見の場合、本人の判断能力が低下してから申立が行われるのに対し、任意後見契約・任意代理契約の場合、本人が判断能力を有している間に契約を締結するということが前提となっている。

しかし、第一に、冒頭の事件の当事者となった社員も、委任者には判断能力があり、十分に説明した上で報酬を受領したと主張していたように、契約締結及び履行過程については、極めて不透明なことが多い。第二に、高齢者は精神力・体力の低下から来る不安感や孤独感を抱えており、ノーと言いたくても言えないことが多い。第三に、そもそも自由競争モデルが前提としている合理的な判断のできる主体というのもフィクションナルな存在であり、健常者から被後見人相当の意思能力の方まで、判断能力は切れ目なく遞減しているはずである。制限行為能力者としての保護を要する程ではなくても、理解

力・判断力の不十分さゆえに不適切な契約を結んでしまうということは日常的にみられることがある。まして自分の判断能力にまったく不安を抱かない人は、任意後見契約や任意代理契約を結ぼうという気にならないであろう。

こうした問題を抱えたまま締結される任意後見契約・任意代理契約には、包括的な委任条項が相当多いという（座談会「利用者が安心・信頼する成年後見」実践成年後見12号110頁（坂野発言））。即ち、煮て食おうと焼いて食おうと自由になるという結果の重大さに対して、そこに至る手続保障が脆弱なのである。

### 任意代理契約の報告

任意後見の場合は、まだ裁判所の選任による任意後見監督人がつくので、不正を食い止める制度的な歯止めがある。それに対して任意代理契約については、すべてが契約に委ねられているので、前述のような環境の中で、一方的な内容の契約を締結させられると意志の弱い高齢者や障がい者はひとたまりもない。

そこで改正された「支部運営規程」では、リーガルサポート社員が任意代理契約を締結する場合や内容を変更する場合には、支部の推薦の有無にかかわらず、委任者の同意を得た上で、事前に契約内容を支部に持参又は郵送により報告するものとした（第8条の2第1項）。さらに、支部長の指名する者が、原則として契約締結時に委任者と面接してその意思を確認する。特別の事情がある場合は事前又は事後の面接でもやむをえないが、遅くとも契約締結後3月以内に実施するものと定めている（第8条の2第3項、補足説明5—3）。

もちろんこうした仕組みは私的自治・契約自

由の原則に対する介入になる。しかし、私的自治・契約自由の原則は、各人の幸福追求権の手段として認められているものであり、それが侵害される場合には規制も正当化されると考えられる（山本敬三『民法講義IV—1 契約』（有斐閣2005）15頁、19頁）。まして、ここでは、委任者の同意を得ることが条件となっている。

## 任意代理契約の内容

報告を受けた支部では、契約の内容もチェックすることとなる。主なチェックポイントは次のとおりである。

(1) 任意後見契約と併用されているか。

死期が間近に迫っている場合など特に必要性が高い場合を除いて、任意後見契約と併用して締結するべきである。本人の判断能力が低下した場合には、然るべき監督下での執務が求められる。

(2) 代理権の範囲は、日常業務と身上監護に関する業務に限定されているか。

本人の判断能力が衰えていない間であれば、包括的な財産の管理・処分権の委任は必要なはずである。多少手間がかかっても、ブラック・ボックスの中で不適切な財産管理が行われる、あるいは行なわれたと誤解を受ける可能性を少なくするということである。日常業務の中には、日常生活に必要な預貯金に関する銀行取引や重要書類の保管など保存・管理行為が含まれるものと解され、他方、身上監護に関する業務には、有料老人ホーム等高額な入居一時金の支払を伴う施設入所契約は除外されるべきである（前掲日司連・リーガルサポートによる提案II第1・2）。これらの行為に限定しない場合は、その規定の合理性を説明しなければならない。

(3) 任意後見監督人選任の申立義務に関する条項が記載されているか。

任意後見契約を締結していくながら、委任者の判断能力が低下しても、監督を嫌って任意後見監督人選任の申立を行わないというケースが多いようである（前掲座談会110頁（坂

野発言）、111頁（新井発言））。それは契約に明示されていなくても、任意後見契約の本旨に反し、債務不履行となる可能性が高い。そのような受任者による勝手な解釈を防ぐ趣旨である。

(4) 任意後見監督人選任または法定後見開始の際の、任意代理契約終了の条項が記載されているか。

これも契約の趣旨から考えれば、任意代理契約は終了するべきであるが、明示の規定がないと終了したと言い切ることができない。特に任意代理契約受任者の意に反して法定後見が開始したときなど、両者の間で紛争が生じる可能性があるので、これを予防する趣旨である。

その他にも日当等報酬の相当性や契約全般にわたって不適当な部分がないかチェックして、問題があれば、支部は社員に対して意見を述べ、あるいはその是正を求めることができる（第8条の2第2項）。

## その他の問題

任意後見契約・任意代理契約については、他にもいくつかの問題点が指摘されている。

例えば、前号で紹介した全青司研修会でも取り上げられていたが、即効型の任意後見契約の利用の可否である。前掲提案においては、長期にわたる契約についての高度な判断ができるのか、契約の前提として委任者との信頼関係が築けるのか、といった点について疑問があり、原則として、補助開始の申立てを検討し、法定後見制度の利用を勧めるなど慎重に対応すべきである旨、述べられている。

また、提携している施設等から任意後見契約や任意代理契約の委任者の紹介を受けるというような利益相反の問題もありうる。任意後見人や任意代理受任者も本人（委任者）の財産を管理する地位にあり、本人（委任者）に対して忠実義務を負うと解すべきである。忠実義務とは、信託など信認関係から生じる義務の一つで、財産の管理・運用について、受託者は、もっぱら

受益者のために行動しなければならないという義務である。忠実義務は次の三つの原則を含むといわれる。「第一原則—信託財産の利益と受託者個人の利益とが衝突するような地位に身を置いてはならない。第二原則—信託事務の処理に際して自ら利益を得てはならない。第三原則—信託事務の処理に際して第三者の利益をはかってはならない」(四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣1989) 231頁)。現行法の解釈としては難しいとしても、司法書士の倫理的な義務としては否定しがたいであろう(司法書士倫理第23条、第24条、第26条、第28条、第36条、第39条など)。

## 信頼性向上のために

先にも述べたように任意後見契約や任意代理契約は、本来的には、私的自治・契約自由の原則の妥当する領域である。しかし、残念ながら、これをまったく放任すると結局は立場の弱い高齢者等がその権利を侵害されるおそれが否定できない。法定後見では、裁判所による強い監督があり、任意代理においては全くノーチェックというのは、判断能力が通常からゼロまで遅延的に推移していることといかにもアンバランスである。法律の規定としては、こうしたデジタル的な規定は止むを得ないのであるが、それをカバーするのが私達法律家の役割である。

また、善意の後見人・受任者においても、本人と関係者の利害対立ということも常に念頭に置いておかなければならない。ブラック・ボックスの中の執務では、自分の判断や執務が正当だと思っても、それを証明する手立てが無いこともあります。改正支部運営規程では、契約締結時だけでなく財産調査や目録作成時にも、委任者の同意を得て、支部の社員が立ち会うことができる旨定めている(第8条の3)。執務の透明性を確保するために是非委任者の同意を積極的に得ていただいて、活用していただきたい。

法定後見においては、いわばパブリック・ガーディアンとして様々な案件を引き受けていくべき責務があると考えられるが、任意後見・任

意代理の領域においては、むしろ私的自治・契約自由の原則が妥当するのだから、上述のような制約があることを前提に契約を締結していただき、質の高いサービスを提供していくことが、リーガルサポート及び司法書士の信頼性を向上させる道なのである。



リポート

## 2007年5月24日開催の京都家庭裁判所委員会の模様

左京支部

西山慶一

去る5月24日午後1時30分より、京都家庭裁判所会議室にて京都家庭裁判所委員会（以下、委員会）が開催された。家庭裁判所委員会は、司法制度改革の一環として、国民の多様な意見を家庭裁判所の運営に反映させることを目的として、平成15年（2003年）8月に設置されたものである。委員会はこれまで年2会のペースで開催されている。

出席した私から当日の委員会の模様を報告する。

当日のメインテーマは「離婚紛争の解決に向けて」である。

冒頭、最近赴任された京都家庭裁判所所長西村則夫氏を委員長に選任した後、新たに選任された委員の紹介があり（総委員14名、欠席者2名）、メインテーマに入った。

### 1 裁判所側からの説明

まず、裁判所側から京都家裁の離婚事件に関する統計の説明がなされた。

夫婦関係調整事件の新受件数は、平成15年（1204件）がピークで平成18年は1082件であったこと、成立率は、昨年は46.6%であったことなどが説明された。また平成16年4月から家裁の管轄に属することになった人事訴訟事件の新受件数は平成16年162件、同17年290件、昨年（同18年）249件と上昇傾向にあり、終局区分では「判決」が平成16年21件、同17年101件、同18年153件とのことであった。

次に離婚事件の仮想事例が録音テープを流して説明され、夫婦関係調整事件について家裁から手続説明がなされた。

裁判官からは家事審判官の立場と裁判官の立

場があること、親権者指定などで人事訴訟法の改正で「事実の調査」を家事調査官に依頼していること、養育費・慰謝料の算定では「参与員」の意見を聞いていることなどが説明された。

また書記官から、解決の糸口を見出すにはどうしたら良いか、当事者に不公平感が残らない様に主張のはっきりした人や声の大きい人の言い分に偏らないこと、DVが絡む事件が多くなっている点を踏まえてDV事件では調停の際には調停室のフロアをえたり片方には場所を知らせないなどの配慮や精神的緊張感の高まりに備えて医務室の利用も考慮することがあること、事件の増加が著しいので期日は1日3回入れ調停室の効率的運営に心がけていることなどが説明された。

調査官からは、親権者指定、面接交渉、養育費などは「子の福祉」を最優先することに心がけ、最高裁製作のDVDを当事者に見てもらったりしていること、特にDVや子の奪い去りなどに備えて「試行的面接交渉」を家裁の一室で行う場合があることなどが説明され、DVDの一部が上映された。

さらに、調停委員からは第2回までの調停は「聞くこと」に徹していること、前言が撤回されるときに備える工夫をしていること、近年は当事者に精神的不安定によるのか理解不能の言動がみられることが説明され、最終的には当事者と調停委員間の信頼感が大切との感想を述べられた。また、参与員からは、現在京都家裁では調停委員を兼務している参与員が68名、参与員専門が18名で任期1年（再任可）であること、調停に関わった参与員は同一事件の法廷事件には関わっていないこと、主として離婚事件で破綻している夫婦の親権者指定、財産分与等に関

わっていることなどが説明されたが、法廷では「宣誓」等がなされるので緊張した中での執務になることなど感想を述べられた。

## 2 委員会委員からの質問・要望・意見など

- \*当事者的一方がDVにあっているときもあり調停前に待機する待合室を工夫すること、特に法廷事件では当事者が対立しているのでその点の工夫が必要である。また調停で当事者を呼び出す場合には、プライバシーもあり名前を呼ばないで欲しい。
- \*離婚事件担当の裁判官が1人だけと聞くが…。
  - ・平成19年4月からは1人増員し2名で担当している。
- \*子の奪い合いより「子の押し付け」はあるのか。
  - ・少し見受けられるが、若しかして事実上当事者の父母に委ねる場合もあるのか。
- \*調停は平均して何回くらいで成立するのか、調停委員と裁判官の評議に際しては。
  - ・4～5回ぐらいが平均です。評議の際は調停委員から裁判官に経過表を示している。
- \*調停委員が同一の調停事件を継続して担当するのか。
  - ・新たな申立書などで前回担当の調停委員を非難しているときなどは他の調停委員を担当させたり…。
- \*先ほどのDVDの貸出しを考慮して欲しい。
- \*調停委員と参与員の兼任は避けるべきではないか。
- \*離婚事件に際しては生活環境の安定化が必要なので、婦人相談所、生活保護、カウンセラーなどのネットワークが必要ではないか。また面接交渉には調停役、仲裁役が必要で面接交渉場所の確保が必要ではないか。

## 3 その他の意見交換

- \*委員会の議事の内容は最高裁のホームページから京都家裁を検索してみられるが、委員会

委員の引継ぎもあり議事の「要約」を事務方で作成していただきたい。

\*委員会テーマに関して当日だけの説明だけでは直ちに理解できない点もあるので、なんらかの事前の準備会をもつたらどうか。

### \*委員会名簿（敬称略）

1号委員（学識経験者） 柏瀬武（日本放送協会京都放送局長）、佐竹幸夫（京都舞坂（有）代表取締役）、杉山久美子（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）、十一元三（京都大学医学部教授）、中川順子（立命館大学産業社会学部非常勤講師）、西田常夫（京都商工会議所常務理事）、西山慶一（司法書士）、小谷隆二（京都府警本部生活安全部長）、三木澄子（消費生活専門相談員）、渡部裕明（産経新聞社京都総局長）

2号委員（弁護士） 安保千秋（弁護士）

3号委員（検察官） 新倉英樹（京都地方検察庁総務部長）

4号委員（裁判官） 西村則夫（京都家庭裁判所長）、生熊正子（京都家庭裁判所判事）

（2007年5月25日記）

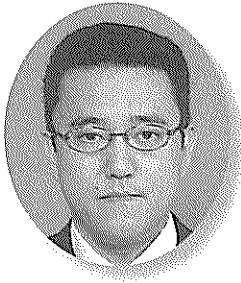


リポート

## 第36回全青司広島全国研修会報告

園部支部

太田 昌和

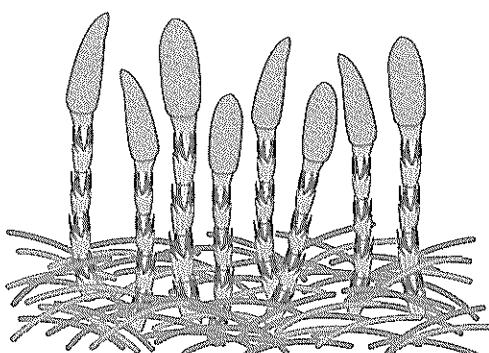


平成19年9月15日と16日の2日間、第36回全青司広島全国研修会が広島国際会議場にて開催された。参加者は、600名を越え、京都からの参加者も20名を越えた。

初日は、第1部として神戸大学大学院法学研究科准教授の高橋裕氏が「10年後に予想される日本の法社会の姿」をテーマに基調講演をされた。内容は、司法制度改革による一連の法改正から、今後日本の法社会がどのように変わり、その中で司法書士はどのような役割を求められるか、ということをわかりやすく解説された。第2部は、「司法書士の1週間 —2017年9月—」というテーマで、高橋裕氏と全青司会長をはじめとする役員とパネルディスカッションが行われ、司法書士のあるべき姿について活発な議論がなされた。参加者も10年後に自らどうあるべきか考えるいい機会だったよう思う。

2日目は、9つの分科会が開催された。私が受講したのは、第9分科会だったので、その内容を紹介する。講師は、簡裁代理権の特別研修を受講された方はよくご存知だと思うが、「要件事実の考え方と実務」の著者であり、現在は水戸地方裁判所長である加藤新太郎氏を迎えて、「リーガル・ネゴシエーション」～「知る」で拡げる交渉術～】と題して、模擬交渉を交えながら、自らの経験や判例を通じて、現実的な活用法や交渉のポイントをわかりやすく解説された。200名を越える受講者にアンケートをとった結果でも、評価は大変高かったようである。

最後に、私が全青司全国研修会へ参加したのは、平成18年の京都大会に続き2度目であるが、開催地の青年会が1年以上かけて準備をされているので、研修会の内容も大変ためになるし、懇親会も大いに楽しめる。青年会の研修に限らず、たまには、他府県での研修会を受講されると、研修会と懇親会、そして、観光も楽しめるので、是非ともお勧めしたい。



## リポート

# ～サムライたちの熱い戦い～

第14回京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会

園部支部

秋山伸夫



9月12日朝、天気予報は曇りにもかかわらず、快晴。球場の芝生が輝いて見える。

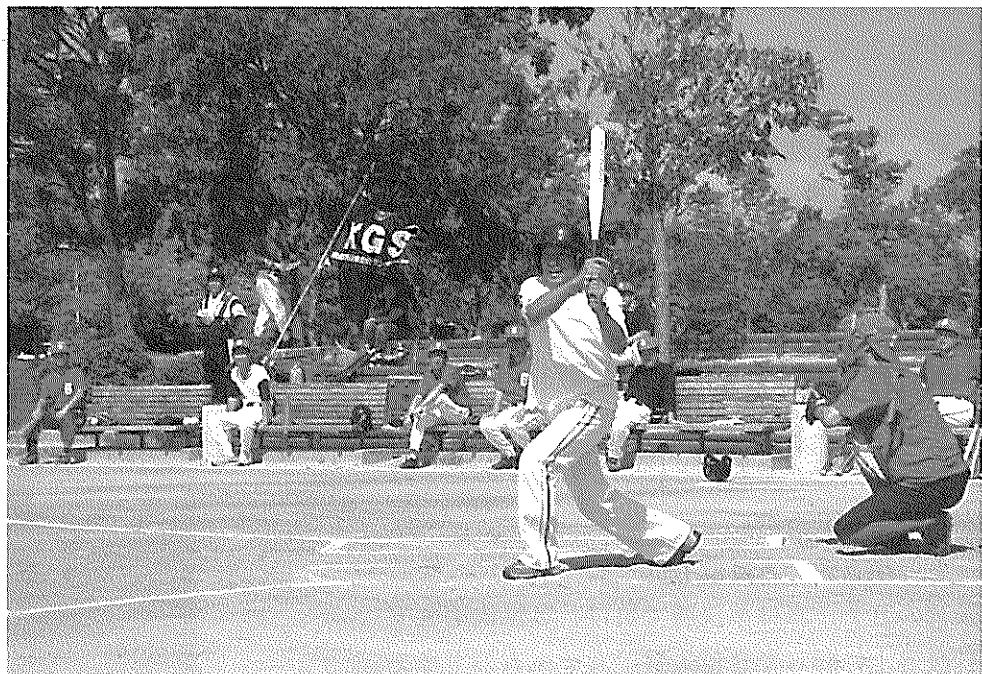
この3年間は雨に泣かされてただけにうれしさがこみあげる。今年の大会の主管は京都司法書士会。ボクは数ある会務の中でもこの大会を最重要と位置づけ、準備をしてきた。ボクはソフトボールが好きだ。それも無性に。コートを羽織る季節から「今年のソフトボール大会、お願いしますね！」とうれしそうなボクの声を聞いた方も多いと思う。

前回は京都司法書士会が激戦の末、優勝。ボクはプレイングマネージャーとして胴上げまでしてもらった。あの感動をもう一度！と意気込んでいる。

今回は主管団体としてAとBの2チームを送り込んだ。大会はトーナメントの勝ち抜き戦だ。敵は

6チーム（親睦であってもスポーツは戦いだ！あえて敵と呼びたい）。税理士、不動産鑑定士、公認会計士、社会保険労務士のほか、土地家屋調査士と行政書士だ（正式名称は省略）。この2チームと我が京都司法書士会とで京都自由業団体懇話会のトップスリー。さしづめ巨人、中日、阪神といったところか。スニーカーを履いた京都の誇り高きサムライたちとその家族、200名余が山城は太陽が丘に集まつた。

Aチームは不運なことに1回戦から強豪行政書士会とあたってしまった。うちのエースは寺内陽子会員。女性ながらも相手をねじ伏せるような豪腕ピッチングを期待したいところ。その球を受ける女房役はこのボク。今回はサード・ショートあたりで華麗なグラブさばきを見（魅）せて黄色い声援でも浴びようかと淡い妄想を抱いていたのに。メタボリック＝キャッチャーという安易な考えで選ばれたのではないと信じたい。普段の仕事では、納得できることには司





法書士として気概をもって立ち向かう（たい）ボクだけど、スポーツでは監督の命令は絶対なのだ。

1回から敵の猛攻を受け、ただ、「ホームベース上から打球の行方を追うばかり。空にポンポン舞い上がる打球は、懸命に走る（つもりで）もう体がついていかない！？）森中会員をあざ笑うかのようにポトリと落ちる。矢のような鋭い打球は居並ぶ猛者どものグラブからするりと逃げ、ダイビングキャッチを試みた中橋会員は名誉の負傷。早々に守りの柱を失う。あっ、やられた！とサードに強烈な打球。それをさくっと捌くカタブツ内藤会員。意外と俊敏、マジメな一面しか知らない人が見たら驚くだろうなあ。

打っては、「かいちょー（会長）カイチヨー（快調）!!!」と笑うしかないジョークを連発する中川会長の笑顔。バットは快調じゃなかったけれど歳の割には意外と走れるもんだ。スタンドより遥か高い空に向かって豪快スイングの山本会員。これまた打球は豪快とはいかなかつたけれど、かわいい子供たちの前でパパは活き活きとしてた。

各会員それぞれの「大活躍」のお話は尽きないのでこれくらいで。

結果は大敗。でも、とにかく楽しかった。ほんとに楽しかった。

その後Aチームは敗者戦で勝って5位。優勝候補のBチームは準決勝で負け、3位決定戦で行政書士に勝って3位入賞。Aチームの雪辱を

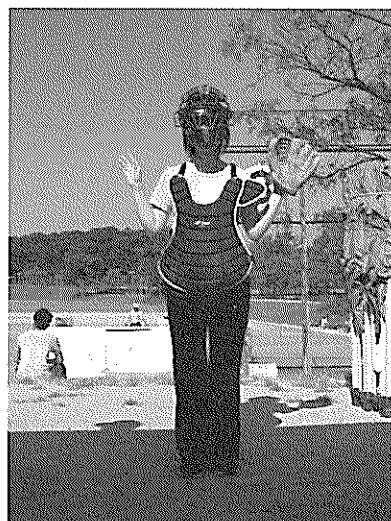
晴らしてもらった。勝利を呼び込む貞宗会員決死のヘッドスライディング＆ランニングホームランは皆がしびれた。

優勝はダークホースの税理士チーム。準決勝では乱打戦の末サヨナラ勝ちで試合を制し、その勢いに乗って決勝では強豪土地家屋調査士チームを下した。両試合とも観ていてほんとに面白い試合だった。

実行委員会としての大会運営は数々の粗相があり、たくさん的人が集まる大会の運営の難しさが身に染みた。たぶんストレスだろう、生まれて初めて口内炎ができた。自分で思うより肝っ玉が小さい男なんだと残念な思いだ。大口をたたくのはしばらく控えよう。

それでも大会は大盛況のうちに閉幕した。会員同士、他士業の方とも、親睦の名に相応しい交流を図れたと思う。普段は見られない笑顔がそこらじゅうに溢れていた。やっぱりスポーツは最高だ！

みなさん、たまにはそのたるんだ体を動かして、輝くお日様のもと、さわやかな汗と、体の底から笑い声を出してみませんか？へたくそ、メタボ、青春を取り戻したい方などなど老若男女問わず今年も多数の参加をお待ちしています！そして去年大活躍された参加者のみなさん、今年も共にハッスルしましょう！



# アンケート集計結果

広報部

## アンケート内容（広報部企画アンケート集計結果）

- ・私のお薦めの本・映画・音楽
- ・私のお薦め（私がやっている）ダイエット法・健康法
- ・今までにもらった珍しい、変わった、一番嬉しかったプレゼント
- ・ちょっと変わった食べ方  
日頃よく食べているもののちょっと変わった食べ方（あまり他の人が食べない食べ方）
- ・私のちょっと変わったコレクション（秘かに集めているもの）
- ・私の恐怖体験
- ・私の自慢・特技（大食い・早食い記録等々）
- ・今までに行った印象深い法務局 周りにこんな名所が、お昼にこんな名物を食べた…

### 私のお薦めの本

- ・「ノルウェイの森」村上春樹  
春樹ファンとしてこれをイチオシします。  
切なさが最高です。
- ・「北回帰線」H.ミラー  
なぜパリなのか、その一つの答えがここに。  
この本を手にしていなければ、今こうして生きていなかったかも。
- ・「壬生義士伝」「輪違屋糸里」浅田次郎
- ・「肩越しの恋人」唯川恵
- ・「五千回の生死」宮本輝
- ・「榆家人びと」北杜夫
- ・「沖縄密貿易の女王ナツコ」奥野修司
- ・「登記のための税務」
- ・「Racing on 419号(2007年10月号)」～特集「中嶋悟」～F1界のジョン万次郎として有名な、日本人初のレギュラーフ1ドライバー「中嶋悟」の軌跡が書かれております。

昨年のブラジルグランプリで、中嶋悟の長男が、ウイリアムズトヨタからF1ドライバ

ーとしてデビュー致しました。

- ・「ドグラ・マグラ」夢野久作（現代教養文庫）  
をご紹介します。精神病患者をテーマにした小説で、難解な部分もあり、読むのに時間がかかりましたが、夢とは何か、時間とは何か、といったことについて述べている「胎児の夢」という興味深い論文が挿入されていました。全体に考えさせられることが非常に多くて、3回読みました。超傑作だと私は確信しています。映画も観ましたが、映画は期待外れでした。この小説では、精神病について、少々普通ではない程にまで掘り下げる記述がされており、最近、後見業務に携わっていると、時々この本のことを思い出して、複雑な気分になることがあります。
- ・「プロ弁護士の思考術」矢部正秋著、P H P  
新書、720円+税
- ・川上弘美、小川洋子の本
- ・週刊プレイボーイがお勧め。

全共闘時代の人が編集長らしく軟派な雑誌の中身は、硬派な記事が満載ですよ。とても

- わかりやすいです。平凡パンチが生き残れなかったのはこのあたりの差かな?
- ・「桃色淨土」板東真砂子
  - ・「人を動かす」「道は開ける」D・カーネギー
  - ・「クローズド・ノート」零井脩助
  - ・「包帯クラブ」天童荒太
  - ・「賢人の知恵」バルタザール・グラシアン
  - ・「毎日が冒険」高橋歩
  - ・「生き方」稻盛和夫
  - ・「白い巨塔」山崎豊子

### 私のお薦めの映画

- ・ジャッキー・チェンの主演作品  
特に「〇〇拳」というタイトルの、初期のものが良いです。爽快。
- ・「パッチギ」  
まだ観ていませんが、沢尻エリカがとにかくかわいいらしいそうで、是非観てみたいので皆様にもお薦めします。
- ・「パッチギ」  
有名ですね。なんといっても舞台が京都で、見慣れた風景が出てきますし、出演者の顔ぶれが良いです。見終わった後、絶対にイムジン川を口ずさんでしまうと思います。
- ・「恋のエチュード」(1971年フランス)  
お蔵入りにするつもりで作られたかのような作品。プロの映像作家から、内に秘めた情熱を告白されるとは思いもよらず、動搖してしまう。
- ・ガイ・リッチもの。  
「ショーシャンクの空に」  
「ムトゥ踊るマハラジャ」  
「CUBE」  
「かもめ食堂」  
「シックスセンス」  
「Mrs.ダウト」  
「オペラ座の怪人」  
・「ロッタちゃんのクリスマス」  
・「ロッタちゃんと赤い自転車」  
・「リトルミスサンシャイン」  
・「ライフ・イズ・ビューティフル」(1998年イ

タリア)

第2次世界大戦下、ナチスの強制収容所で明日をも知れない極限状態にありながらも、決して人生の価値を見失わず、豊かな空想力を駆使して愛する家族を守り抜いた、勇敢な男の物語。涙なくして観られません。

- ・「キサラギ」

騙されたと思って見て下さい。結構笑えます。

- ・「下妻物語」

主演は深田恭子と土屋アンナですが、意外といい話です。

- ・「ブレードランナー」
- ・「フェノミナン」
- ・「12人の怒れる男」
- ・「タイヨウのうた」

### 私のお薦めの音楽

- ・ビートルズ

単純明快な歌詞で音楽を作り上げているのが凄い。

- ・オススメCD「EN 1/f L'AIR (アンレール 1/f のゆらぎ) オルゴール作品集」  
ポップスの曲をオルゴール音で演奏したBGM。多くの種類があるが、スピッツ、B'z、横原敬之などがオススメ
- ・「本日、未熟者」TOKIO (中島みゆきの曲)  
歌詞が気に入っています。仕事についてもマサに当てはまるような気がします。また、このように生きたいものです。

### 私のお薦めダイエット法・健康法

- ・健康法は毎日欠かさずお酒を飲むこと。ダイエット法はジム通い。

どちらも続けないと、太りすぎたり痩せすぎたりします。

- ・Slender Shape

やり始めて3kg太りました。

- ・黒酢ドリンクを飲む。

やり始めて1kg太りました。

- ・週1回の休肝日の実践  
休肝日明けのビールのおいしいこと！
- ・筋トレ
- ・半身浴
- ・岩盤浴
- ・ウォーキング
- ・頭皮マッサージ
- ・できる限り、帰宅時に2駅分歩いている。
- ・お茶を買う時はできるだけヘルシア緑茶にする。
- ・ボールルームダンス（社交ダンス）です。

5曲も踊れば汗まみれになります。初心者は5曲続けてはかなり厳しいでしょう。月1回程度ダンスパーティーに出て、60分くらい踊り続けます。このおかげで肥満体質の私が何とか通常サイズでいられます。ダンスはテニスと同じくらいの運動量らしいです。

- ・粗食
- ・青竹踏みをしながらの読書

適度に脳を刺激しながら、本を読み進めることができます。もっとも、六法全書を見ながらだと、たちまち睡魔がやってきます。

- ・特にありませんが、ストレスを貯めたり、スルメを食べている時に口の内側を咬んだりして、口内炎を2~3個作ると、食事が苦痛になり、知らぬ間にダイエットになっています。
- ・間食しない。
- ・ストレッチ体操。
- ・数年前から毎朝バナナを1本必ず食べるようになり、それ以来、免疫機能が高まったのだと思われ、風邪をひく回数が格段に少くなりました。バナナは白血球の免疫活性力として異物を攻撃する物質であるTNFの産出量を増やす効能があるらしいです。夜は、レンコンの絞り汁を粘膜にしみこませるようにゆっくりと飲んでいます。これが鼻炎によく効いています。レンコンにも免疫力を高めるタンパク質であるレクチンが含まれるとともに、ビタミンCも豊富、さらに食物繊維が腸内環境を整えてくれ、いずれも免疫力を向上させてくれるものです。

#### ・愛犬との散歩

ほぼ毎日仕事から帰ってすぐに行ってます。すごく引っ張るので自然と早歩きになるのと、こちらも引っ張り返すため握力もつきます。

- ・野菜ジュースを飲む
- ・足つぼマッサージ
- ・早足での散歩

**今までにもらった珍しい、  
変わった、一番嬉しかったプレゼント**

- ・プレゼントではないかもしれません……阪神大震災の時、アメリカ人の友人が心配して電話をくれたことがとても嬉しかったです。
- ・似顔絵

父の日に、当時2才半の娘が書いてくれた。近所のスーパーのイベントで、しばらくその似顔絵を店内に飾ってもらつた。

- ・中国土産の判子
- ・現金
- ・焼酎
- ・旅行券
- ・子供の時にもらったマジンガーZのジャンボマシンダー
- ・会社を退職した時に職場仲間からもらった美空ひばりCD全集

感涙にむせ返って卒倒しそうになりました。

- ・明石家さんまのテレビに出てもらった東京ディズニーランドへの旅行
- ・一番嬉しかったプレゼントは、嫁さんからもらった4人の子供でしょうか
- ・娘からの手作りのバレンタインチョコレート
- ・学生の頃、せっせとアルバイトしていた店（うどん屋さん）で、店長の奥さんから、誕生日のプレゼントに何が欲しいかと聞かれ、「心地よくて、夢があって、時間を忘れるくらい楽しい素敵なもの」と漠然としたリクエストをしました。そしてプレゼントされたのは、お洒落な柄の入った大きな枕でした。予想外ではありましたが、見事に要望内容に応えていたので、「なんともウイットに富んだプレゼントだなあ」と感心したものでした。
- ・恒星に名前をつける権利

- 誕生日に先輩の先生からいただいた万年筆
- 彼女の手作りケーキ

### 私のちょっと変わった食べ方

「日頃よく食べている物のちょっと変わった食べ方（あまり他の人が食べない食べ方）」

- 缶ビールを「凍るか凍らないかギリギリのライン」まで冷やして飲むこと。  
少しだけシャーベット状になっていても良し！
  - 焼きそば（特に中華焼きそば）に豆板醤と酢を「大量」にかけて食べる。
- 知ってる人も多いかと思いますが、「大量に」かける人は少ないかな？作ったコックさんには喜ばれませんので、オープンキッチンの場合は要注意。
- 「チーフの目を盗んで」フカヒレラーメンを作って食べる。

飲食業の特権？但し、フカヒレは姿ではなく、魚翅と呼ばれるバラしたものです。フカヒレの姿は、しっかり数量管理されているのでバレる。

- パンに海苔の佃煮を付ける。
- カステラを牛乳に浸して食べる。
- おでんをポン酢で食べる。
- おみそ汁、納豆等に七味をしこたまかける。
- カレーライスにマヨネーズをかけるとマイルドになります。
- 高校時代、学食の天丼にはウスターーソースをかけて食べるのが定番でした。
- きな粉のシャーベット
- 美味しい手打ち蕎麦の場合だけですが、「盛り蕎麦」をつゆにつけないで、蕎麦とつゆとわさびをそれぞれ別々にちょっとずつ食べて楽しむのが好きです。本当に香ばしくて美味しい粗挽き蕎麦は、そのまま最後まで食べてしまします。
- 毎月1回第2水曜日の城南支部ナイター多重債務相談会の後で通っているサイゼリヤのトリュフアイスクリームは、結構いけるのです

が、非常に固くてオーダーについている小さいスプーンだけでは食べにくいので、私は別にナイフとフォークを持ってきてもらいます。ウエイトレスのMさんもちゃんと覚えてくれています。

- 某有名アイスメーカーのバニラの上に、インスタントコーヒー（顆粒）を少しパラパラとふりかける→さらにコクが出て美味。同様に抹茶を少量の水で溶いたものをかけても美味しいです。私は抹茶アイスより好きです。
- パンに生ハツ橋（あんこ入り）を挟んで食べる。きな粉をまぶすとなお良し。
- グラタンと白米
- 生大根をタテに切って、カツオぶしと七味をまぶして、醤油づけにして食べると「一杯いける」

### 私のちょっと変わったコレクション・ 秘かに集めているもの

- 道の駅、SA、JRの駅、その他観光施設にある記念スタンプを見つけると必ず押します。
- 定番ですが、ご当地キティ  
収納ボックスがだんだん一杯になってきました。自分が実際に足を運んでいない土地のものは買わないのがポリシーです。
- ご当地ハローキティ  
一度買い始めると、止められなくなる。あの愛くるしい顔に騙されると中毒症状に。タバコ同様、商品に警告（「買いすぎに注意しましょう」）を表示するべき。
- 「3月の水」のCD  
A. C. ジョビンのボサノヴァの名曲。別バージョンを見つけるとつい買ってしまう。
- ホテルの部屋にあるボールペン
- ポストカード
- 記念切手
- 録音できるICレコーダーを持っているので、色々な講演会の録音。
- 「中嶋悟」関係のグッズ。
- 以前は、ウイスキーと日本酒を飲んだ空き瓶を部屋に並べていたのですが、いつしか年月は経過し、集める対象は変遷し、人間ドック

クで時々はアルコールを飲まない日が必要だとアドバイスされてからというもの、飲まなかつた日がわかるように休肝日をカレンダーにつけるようになり、毎日かかさず印をつけた5年分のカレンダーが貯まりました。ついでに血圧計のデータもかなり貯まっています。最近の数値は落ちていますが、特別研修の頃、緊張していたのか何故か極端に高くなり、その後計る習慣ができました。

- ・ウイスキー（當時10本はあります）特に自分の誕生年に作られた物が宝物
- ・香水の小瓶、観光地の提灯

### 私の恐怖体験

- ・申請直後にかかる法務局からの電話。  
「今日出してもらった分やけどねえ、（以下省略）」
- ・金縛り  
2、3度だけ経験しましたが、動けなくなる直前の映像（夢）や音は、とても恐い。
- ・月曜早朝に、銀行員に苛められる夢を見た。
- ・中学の時に、かくれんぼをして見付けられず、皆が帰ってしまった
- ・田舎生まれの私は、昭和48年頃の高校生の時に、運転免許を取るための練習車（1万円くらいの廃車同然車）を買ってもらい日夜2メートル幅の林道を駆け巡っていました。雨の日にいつもの山道を走っていると突然、景色が回りだして気がつけば足が上で頭が下の宙ぶらりんになっていました。雨で弱った路肩が車重で崩れて転落をしたのでした。回転して落ちているときは何がなんだか分かりませんでした。とまってから事態を認識するのに1分くらいはかかりました。みなさん！シートベルトに支えられた宙ぶらりんの体は、自由が利きません。ベルトをはずすのが至難の業です。もがき続けて体感10分くらいで脱出しました。火が出ていたら終わっていたでしょうね。シートベルト盲点を体験しました。その後、友人を呼び人海戦術で車を引き上げました。重量挙げ部で、団体戦インターハイ

で全国制覇をした我々には部員が4人もいればスズキの空冷のR360の軽自動車は軽々なものでした。ちょうどその頃は、国体が地元で開催される予定で、私は、県の強化選手に指定されて2ヶ月くらいは、合宿所に指定された料亭から2ヶ月間高校に通っていました。古きよき時代のおおらかな日常生活でした。

- ・4～5才の頃、本当に幽霊を見た。

使われていない民家の一室で、髪の毛を振り乱した花嫁衣装の女性がゆっくりと踊っているのを弟と友人と見ました。

- ・金縛り。

恐怖体験ではありませんが、子供のころ不思議な体験をしました。まだ小学校に上がる前だったと思いますが、家の裏が石垣になっていてそこに鉄製の階段がありました。階段の下には鶴小屋があって、その近くに母がいました。私は階段を下りて鶴を見に行こうとして足を滑らせ一番上から真っ逆さまに落ちました。しかし、落ちていく恐怖感は全くなく、ふわ～と飛んでいるように落ちていき、だんだんと地面が近づいてきたのを覚えています。最後はどうやって着地したかわかりませんが私は無傷でした。母が一部始終を見ていて私の名を呼びながら駆け寄ってきました。その時母はもう駄目だと思ったと今も言います。きっとご先祖様に抱かれて落ちたんだと思います。

- ・大分県の楽天地という遊園地のゴーカート

ものすごく古い、振動が凄い、コースは山の斜面を利用してある。従ってスピードは出ないが、動かし難いハンドル操作を誤ると、下り左コーナーでは、腐ったガードレールの裂け目から落ちそうになる。遊園地のゴーカートで、初めて、ブレーキの必要性を感じました。今は無くなっているでしょう。

- ・ある年の12月、役員会の帰り、深夜、雲原峠でスリップ（凍結）して田んぼに転落。車が亀の子のように仰向けになり、積雪の中を脱出、エンジンが切れてなかつたので引火爆発のおそれがあった。

- ・中学2年生のとき、自宅1階でテレビを見ていて、CMの間に2階へ物を取りに行ったのですが、降りてくる際ついつい慌ててダッシュしたために、13段ある直線の階段の最初の段を踏みはずしてしまい、上から1階まで一気にダイビングしました。おでこから着地し出血などケガをしましたが、幸いそれほど大事には至らず済みました。しかし、そのときの落下中の恐怖心は、30年経って、いまだに忘れることができません。
- ・パリから帰国する際、機体トラブルで出発空港に引き返すことになった。そろそろ到着かなと思っていたが、スピードが全く落ちない。外を見ると、高度は100M以下と思われるがありえないスピードで飛んでおり、瞬く間に空港を通過し、急上昇に転じた。それから着陸までの30分は生きた心地がしなかった。
- ・今年の2月に交通事故に遭い車は全損。自分も全治6ヶ月の頸椎捻挫となった。今まで他人事のように交通事故の相談を受けていたが、自分に同じような災難がふりかかるって初めてその苦しみがわかった。

### 私の自慢・特技

- ・自転車で、一度もタイヤをパンクさせずに鹿児島まで行った。
- ・学生時代、夜ご飯はいつも1合半のご飯を食べていた。
- ・ゲームの「サルゲッチュ」で100%サルを捕まえた。
- ・伏臥上体反らしで学校1番になった(55cm)
- ・高校時代英文タイプをやっていて全国大会に行った。
- ・子供のころ家の裏の川で友達と一緒に巨大スッポンを釣り上げた。

友達の父親がスッポンは川の主だから捕まえてはだめだと言ってスッポンに酒を飲ませて逃がしてしまいました。

- ・自分は、ごく普通の人間だと思っていますので、特ないように思います。
- ・かにすき

- ・胸の筋肉をヒクヒク動かせる。
- ・舌と下あごの間にしばを溜めて、舌を平にして奥の方を下げる動きで細かい水滴状にし、水鉄砲のように発射することができる。
- ・硬式テニスのインター杯ダブルスで全国ベスト16。
- ・「黄色い悪魔号」を所有。琵琶湖湖畔で爆走しています。
- ・自農で収穫した「大根の漬け物」

### 今までに行った印象深い法務局

#### ・奈良地方法務局

食堂のカレーがシャビシャビで、あまりにも○○かった。

近くの奈良公園に鹿がいるので、子供を連れて行くと喜ぶ。

#### ・津地方法務局阿児出張所。

とにかく海が綺麗でした。賢島まで足を延ばして行った水族館の客が私1人で、魚に襲われそうでやたら怖かった。でも、おさしみが美味しかったです。

#### ・木津出張所

旧法務局に行ってしまい、ゴーストタウンかと思った。

#### ・草津出張所

「ここの局のAさんに嫌われたらこの辺じゃ司法書士できなくなるで」と先輩に脅されて行きました。

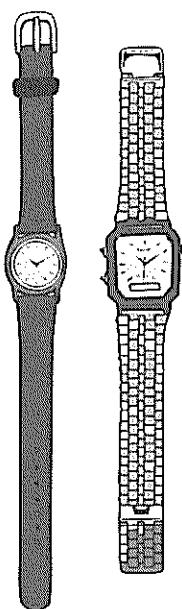
#### ・最近法務局に行く機会が減り、遠い昔のことのような感じで、忘れてしましました。

#### ・間人(たいざ)出張所の裏が海で、登記官が昼休みに魚釣りをしておられた。

・5年前、岐阜の本局へ登記申請を行った際のことが印象に残っているので、ご紹介します。朝早く出発して午前8時過ぎには到着し、法務局が開くまですぐ横にある「艶(つや)」という喫茶店に入りましたところ、昔、きっと艶っぽかったんだろうなあと思われる女性が一人で店をされていました。ホットコーヒーを注文すると、コーヒーにジャムパンがついてきました。モーニングセットを頼んだわ

けでもなく、単品の300円くらいのコーヒーだけの注文で、結構大きなパンが一つ付いてくるのです。それも「バタートースト」でもなく、「ジャムトースト」でもなくて、昔ながらの「ジャムパン」だったので、なんとなく懐かしい気分になりました。後日、登記済を受領しに行った午後の「艶」のコーヒーには、ピーナッツなどのおつまみが付いていました。

- ・昭和40年頃の旧庁舎（登記所と呼ばれていたころ）



## ● ● 編集後記 ● ●

京都司法書士会が昭和42年12月15日に法人化されて満40年ということで、回顧的特集を組みました。節目、節目に役員をお務めになられた先生方にご執筆をお願いしましたが、それぞれの先生方の司法書士会に対する「想い」が伝わる、感銘深い内容です。当時を知らない若手の会員にとっては、非常に参考になるのではないでしょうか。

原稿依頼をご快諾いただき、ご執筆いただいた皆さん、ありがとうございました。

内藤 卓

ご執筆いただいた会員の方々、アンケートにご協力いただいた会員の方々ありがとうございました。さて編集後記…何を書けばよいのか…以前会報発行に携わったときも気の利いた文章は書けませんでした。一つ思ったことは、以前に比べて印刷屋さんへ最初の原稿を渡す時便利になったなあということです。以前は何枚ものFDを渡しましたが、今回は小さなUSBメモリ一つ。後で届いた原稿はメールで送信。時代の流れを感じました。

岸直也

広報という仕事の多様さ・難しさに驚き、毎回の部会を通して、日常業務では経験できない貴重な経験をさせていただいている。

京都で登録して3年弱、知り合いも少なかったため、広報部の活動を通して多くの会員の方々と出会い、貴重なお話を賜ることが出来た事をとても嬉しく思っています。

今回の会報の発行を含め、ご協力くださった会員の皆様、広報部長はじめ広報部の皆様にあらためて感謝申し上げます。

佐伯由香里

広報部最初の部会の時に、内藤部長が「広報とは、自分を知ってもらう事、Love meだ」とおっしゃっていて、その一言が非常に印象に残っています。

いかに私達の事を多くの人達に知ってもらうか。

なかなか簡単な事ではありませんが、市バスに広告を載せたり、パンフレットを作ったり、思いつく限り、予算の許す限り、私達は司法書士を宣伝しまくります！！

そして、広報のもう一つの仕事である会報作り。

これは会員同士の交流の場、情報交換の場です。

お忙しいなか執筆していただいた先生方、本当にありがとうございました。皆様のご協力のお陰で、今年の会報はよりバージョンアップしたものになりました。

私としては、めでたくご結婚された広報部員のラブショットを載せたかったのですが…これだけが心残りです。

私自身は市バスの証拠写真を撮る位しかお役に立てませんでしたが、来年も皆勤賞狙いで広報部会に参加し、少しでもお役に立てるよう頑張る所存です。

まだまだ未熟者ですが、ご教授よろしくお願ひ申し上げます。

柳中祥子

今回の会報は、アンケートを多く使って会員の「人となり」がよりよく伝わるようにしようということで、新入会員紹介・役員挨拶ともにアンケート形式を使うことになりました。集まった原稿は目論見どおり、原稿を書いた会員の「人となり」がよくわかるものが多く読んでいてとても楽しいです。

また、法人化40周年ということで、会長経験のある方たちにも原稿をよせていただきました。広報委員で集まって国語辞典を片手に原稿の校正にあたったのですが、先輩方の語彙の豊富さに感心しきりでした。私は、国語辞典で調べようにも読み方さえわからないという場合まであり、校正をしていくというより勉強させていただいているような感じでした…。

会員の交流として意義のある会報ができたと思います。原稿を寄せていただいた皆様ありがとうございました。

山本葵

初めて本会の仕事に携わることになりました。で、広報って何するの?という状態のため、ほとんど何もしないうちに会報ができあがってしまいました。原稿を執筆して下さった先生方、ありがとうございました。私の代わりに仕事をして下さった広報部の皆さん、すみません。

山崎綾

多忙な中の時間を割いて、過去の記憶を辿り執筆いただいた事に感謝いたします。また、普段交流の無い会員と接点ができありがとうございます。

赤とんぼ 片岡 平

ひそかに会報の愛読者（特に新入会員紹介のページ）だった私にとって、これまで「読む」だけだった会報を「作る」という作業は、非常に新鮮かつ楽しい体験となりました。ご協力下さった先生方ありがとうございました。さて、最近私が一人で勝手に企んでいるのは、京都司法書士会のマスコットキャラを作ることです。目指せひこにゃん！ 倉田百子

各執筆者の皆様の熱い思いが込められた原稿内容に感動！感謝！

編集業務に携わらせていただき、感謝！

岡田高紀

広報部は大変出席率がよく、意見も活発に交わされる活力ある部会ですが、広報部の忘年会で「いじめ」でカエル料理をオーダーされ、普段からさわることさえできない私は全く食べられず、見ているだけで気分が悪くなりました。そんな思いやりのあるメンバーで作成した会報です。

太田昌和

「でもそんなの関係ねえ！」って言わず原稿執筆をご快諾いただいた方々、アンケートにご協力いただいた方々、ありがとうございました。おかげさまで今回もとても良いものができると思いました。感謝。 立石健太郎

### 広報部名簿

広報部長	内藤 卓	主事	倉田 百子
広報副部長	岸 直也	同	岡田 高紀
主事	佐伯 由香里	同	立石 健太郎
同	樹中 祥子	同	太田 昌和
同	山本 葵	同	秋山 伸夫
同	山崎 綾	同	茨木 靖泰
同	片岡 平		

### 京都司法書士会会報 2008 vol.85 [平成19年度]

発行所	京都司法書士会	〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1 TEL 075-241-2666 / FAX 075-222-0466 URL <a href="http://siho-syosi.jp/">http://siho-syosi.jp/</a>
発行人	会長 中川 鑿	編集 京都司法書士会広報部 発行日 平成20年2月
印 刷	片岡印刷(株)	〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84 TEL 075-451-1010 / FAX 075-451-3399

中小企業の事業継承対策をわかりやすく解説！

# わかりやすい 中小企業経営者の事業承継 —活用しよう 株式・遺言・相続税—



新潟公正人合同役場公証人 安達敏男 著

■A5判 ■200頁 ■定価2,100円(本体2,000円) ■ISBN978-4-8178-3785-1 ■平成19年11月刊行

「精解設例 不動産登記添付書面」を改題し、新不動産登記関係法令に適合して、新版刊行。

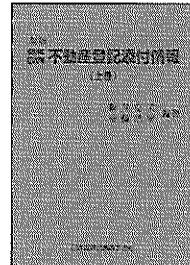
新版

精解  
設例

## 不動産登記添付情報(上)

新井克美・後藤浩平 編著

■A5判上製箱入 ■784頁 ■定価7,980円(本体7,600円) ■ISBN978-4-8178-1331-2 ■平成19年11月刊行



読者からの強い要望を受け、いよいよ全訂版刊行！

全  
訂

## 一目でわかる 登記嘱託書の作り方

藤谷定勝 著



■A5判 ■544頁 ■定価4,830円(本体4,600円) ■ISBN978-4-8178-3782-0 ■平成19年10月刊行

「Q&A 新商業登記の実務」全3巻が遂に完結！

Q  
&  
A

## 新商業登記の実務Ⅲ

吉岡誠一・山田一雄・速水 彰・辻本五十二 著



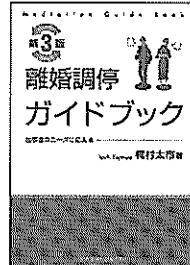
■A5判 ■580頁 ■定価5,040円(本体4,800円) ■ISBN978-4-8178-3784-4 ■平成19年10月刊行

3年ぶりの改訂版！離婚調停における説得上の調停技法についての解説を新たに加え、より充実に！

第  
3  
版

## 離婚調停ガイドブック

—当事者のニーズに応える— 梶村太市 著



■A5判 ■552頁 ■定価4,935円(本体4,700円) ■ISBN978-4-8178-3519-2 ■平成19年10月刊行

お問い合わせ・  
ご注文はこちら

「家族」から発想する、いくつしむ世紀へ  
**日本加除出版**

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061  
<http://www.kajo.co.jp/>

# 登記書類一式・各種印刷・事務用機器



## ～主な、お取引先様～

宮内庁京都御所  
京都地方法務局  
京都土地家屋調査士会  
各地 司法書士・土地家屋調査士事務所  
大本山 相国寺 御用達  
(金閣寺・銀閣寺 総本山)  
京都成章高等学校  
京都府内の各市町村役場

東芝テックビジネスソリューション(株)代理店  
株式会社 リコ ー 代 理 店

京 都

## 有限会社 オフィス タケザワ

〒602-8368  
京都市上京区妙心寺道天神道西入上る北町570番地の1

TEL (075) 463-1777(代)

FAX (075) 463-1778

ショールーム(事務用機器)

京都市下京区四条柳馬場南入  
エシャロン四条柳馬場5F  
(京都信用金庫本店より南へ100m)

### —取引銀行—

■郵便振替口座 京都 00940-6-104887  
■京都中央信用金庫 大将軍支店 ☎ 0198438  
■三菱東京UFJ銀行 西陣支店 ☎ 3884563  
■京都銀行 白梅町支店 ☎ 3586728  
■滋賀銀行 西陣支店 ☎ 214508  
■京都信用金庫 円町支店 ☎ 0626883

## **京都司法書士会会報 2008 Vol.85 [平成19年度]**

**発行所** 京都司法書士会 〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1  
TEL 075-241-2666 /FAX 075-222-0466  
URL <http://siho-syosi.jp/>

**発行人 会長 中川 鑿** 編集 京都司法書士会広報部 発行日 平成20年2月

**印刷 片岡印刷（株）** 〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84  
TEL 075-451-1010 / FAX 075-451-3399